

土 木 委 員 会 記 録

<第2号>

平成20年第4回沖縄県議会（11月定例会）

平成20年12月12日（金曜日）

沖 縄 県 議 会

土木委員会記録<第2号>

開会の日時

年月日 平成20年12月12日 金曜日
開 会 午前10時5分
散 会 午後4時43分

場 所

第3委員会室

議 題

- 1 甲第2号議案 平成20年度宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 2 乙第4号議案 沖縄県建設業審議会設置条例
- 3 乙第5号議案 沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 4 乙第8号議案 工事請負契約について
- 5 乙第9号議案 工事請負契約について
- 6 乙第10号議案 工事請負契約について
- 7 乙第11号議案 財産の取得について
- 8 乙第20号議案 指定管理者の指定について
- 9 乙第21号議案 指定管理者の指定について
- 10 乙第22号議案 指定管理者の指定について
- 11 乙第23号議案 指定管理者の指定について
- 12 乙第24号議案 指定管理者の指定について
- 13 乙第25号議案 指定管理者の指定について
- 14 乙第26号議案 指定管理者の指定について
- 15 乙第27号議案 指定管理者の指定について
- 16 乙第28号議案 指定管理者の指定について
- 17 乙第29号議案 指定管理者の指定について
- 18 乙第30号議案 指定管理者の指定について

- 19 乙第31号議案 指定管理者の指定について
 20 乙第32号議案 指定管理者の指定について
 21 陳情第68号、第96号の3、第108号の3、第115号、第130号、第133号、第138号、第152号、第160号、第183号、第185号及び第202号の2
 22 閉会中継続審査（調査）について
 23 参考人招致について（追加議題）

出席委員

委員長	當山眞市君
副委員長	照屋大河君
委員	新垣良俊君
委員	嶺井光君
委員	池間淳君
委員	高嶺善伸君
委員	嘉陽宗儀君
委員	新垣安弘君
委員	大城一馬君
委員	平良昭一君
委員	吉田勝廣君

委員外議員 なし

欠席委員

新垣哲司君

説明のため出席した者の職・氏名

土木建築部長	漢那政弘君
土木企画統括監	中村浩君
土木整備統括監	仲田文昭君

土 木 企 画 課 長	上 原 兼 治 君
道 路 街 路 課 長	当 間 清 勝 君
道 路 管 理 課 長	前 泊 勇 栄 君
河 川 課 長	大 城 芳 樹 君
港 湾 課 長	新 垣 盛 勇 君
空 港 課 長	与 那 覇 義 博 君
都市計画・モノレール課長	儀 間 真 明 君
住 宅 課 長	喜 屋 武 博 行 君

○**當山真市委員長** ただいまから、土木委員会を開会いたします。

甲第2号議案、乙第4号議案、乙第5号議案、乙第8号議案から乙第11号議案まで、乙第20号議案から乙第32号議案までの20件、陳情第68号外11件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として土木建築部長の出席を求めています。

まず初めに、甲第2号議案平成20年度宜野湾港整備事業特別会計補正予算(第1号)について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

漢那政弘土木建築部長。

○**漢那政弘土木建築部長** 甲号議案につきましては、お手元の冊子、平成20年第4回沖縄県議会(その1)により、御説明申し上げます。

9ページをお開きください。

甲第2号議案平成20年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算(第1号)について、その概要を御説明申し上げます。

今回の補正は、宜野湾港整備事業特別会計において、平成21年度から平成23年度までの宜野湾港マリーナの指定管理に係る指定管理料について、債務負担行為の追加を行うものであります。

限度額は、1億5590万4000円であります。

以上でございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○**當山真市委員長** 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、甲第2号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 追加して補正というのはわかったんですが、補正の中身は何に使うんですか。

○漢那政弘土木建築部長 平成21年度から平成23年度の指定管理に係る指定管理料でございます。

○當山真市委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當山真市委員長 質疑なしと認めます。

よって、甲第2号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第4号議案沖縄県建設業審議会設置条例について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

漢那政弘土木建築部長。

○漢那政弘土木建築部長 乙号議案につきましては、お手元の冊子、平成20年第4回沖縄県議会議案(その2)により、順次御説明申し上げます。

7ページをお開きください。乙第4号議案について御説明申し上げます。

本議案は、知事の諮問に応じて建設業の改善に関する重要事項を調査審議させるため、建設業法第39条の2の規定により、知事の附属機関として審議会を設置し、審議会に関し必要な事項を定めるため、当設置条例を制定するものであります。

以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○當山真市委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第4号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 わざわざ今回沖縄県建設業審議会の設置をしなければならないという事情があるんですか。

○漢那政弘土木建築部長 沖縄県の建設業というのは基幹産業でございましてその一つでございまして。県経済の発展と雇用を支える重要な役割も担っていると考えております。しかしながら、これまで復帰後成長を続けてきた建設業が、建設投資が近年減少しております。そういう意味では需給のギャップが拡大するなど市場構造が大きく変動しております。そういう厳しい環境にあるものですから、そういう状況の中で、建設業の課題に関して重要事項を土木建築部だけではなく中立的立場から意見、提言を行ってもらおうということを考えて、沖縄県建設業審議会を設置するものであります。

○嘉陽宗儀委員 皆さん方が諮問しますよね。想定されている諮問の内容というのはどういうことですか。

○漢那政弘土木建築部長 基本的には建設業の活性化に関する施策でございまして。それから入札契約制度の改善のための施策、それから沖縄県の入札参加資格審査及び等級の格付、それから受注、発注、元請、下請関係の適正化等を想定しております。

○嘉陽宗儀委員 建設業に絡むトラブルについてはここの中で審議するんですか。紛争委員会じゃなくてここで扱うのですか。

○漢那政弘土木建築部長 基本的には建設業全般にかかわることを審議していただくと考えてございまして、個別具体的なケースというのは今のところ想定しておりません。

○嘉陽宗儀委員 個別具体的なことでちょっと聞いてみたいんですが、よく相談を受けることに、例えば県の公共工事を請け負ったけれども、下請にまわしたけれども下請代金をもらえないとか、それから工事代金の問題もあるし、賃金不払いがあるとか、そういう建設業に絡むトラブルが非常に今ふえているんですよね。この審議会はこういったことについても対応するんですか。

○上原兼治土木企画課長 個々のトラブルの内容についてその審議会で審議するというよりは、制度的なものとかその辺のところについてどうあるべきかといった形での審議になると考えております。

○嘉陽宗儀委員 土木建築部長が個々具体的なものについてもと言うから今聞いてみたんですが、要するに対応をどこでやるのかというのが、建設業に絡むトラブルの対応はどうするかという疑問があったものですから、ではトラブルの処理については関係ないですね。

○上原兼治土木企画課長 個別具体的なものというよりも、建設業全体の制度とかそういうことを審議してもらおうと思っております。

○嘉陽宗儀委員 例えば工事代金不払いがあったら制度的にどう改善するかという中身も入るんですか。

○漢那政弘土木建築部長 トータルとして、例えば元請と下請との関係の適正化とか、そういうトータルとしての制度は想定されます。

○嘉陽宗儀委員 今適正化とおっしゃったが、その適正化の中身はどういう中身ですか。

○上原兼治土木企画課長 例えば元請から下請に対する支払いについて、何カ月以内に払わなければいけないとか、そういったものがあるわけですが、それから元請の下請に対する指導であるとか、そういった形になってまいります。

○嘉陽宗儀委員 あまり意味がよくわからないんですが、今具体的なトラブルの場合には皆さん方が公共工事を発注するときに、その会社の力はどれだけあるかという評価の場合でも、例えば財力がないにもかかわらずあるかのように取り扱って、工事代金、下請代金を払えないとか、従業員の中に技術者がいるとか、ちゃんと施工できるだけの母体人員がいるかどうかという、これは非常に重要だと思うんだけど、こういったことを今皆さん方はどう審査しているんですか。皆さん方が公共工事を発注するときの業者の参加資格は。

○上原兼治土木企画課長 業者の選定に当たりますとは、経営及び信用の状況

や、施行についての技術的な観点、地理的条件、手持ち工事は今どのくらいあるのかとか、保有機械であるとか、過去に不誠実な行為がなかったのかどうかという形で選定をしております。

○嘉陽宗儀委員 皆さん方が公共工事に入札参加資格ありと判断したものの中で、資格審査をした結果、不的確だったという事例はありますか。

○上原兼治土木企画課長 これまではそういう事例はございません。

○嘉陽宗儀委員 実際上はトラブルはたくさん発生しているわけですね。だから皆さん方がこれまで1件もないということを使うが、ちょっときちっとしていないんじゃないかという感じがしますよ。きょうはそれが主題じゃないのでね、今後皆さん方が公共工事を発注して、それを受けた業者の中でトラブルがある、それからその業者が下請させたときにトラブルがあるといろいろ多いわけですから、せっかく沖縄県建設業審議会が出てくるんだから、こんなのをきちっとしてな、今後トラブルがなくなるかと期待して見ていたんだけど、結局関係ないと言うから。制度上も資格審査の点とか、特に資金力ですよ。資金力についてもよそから借りてきて、見せ金だけでやって実際上は工事代金、材料代が払えないという問題が結構あるわけだから、制度的なものからいってもこういう資金力とか技術力、社員の力量とかいうことについては制度的な問題としても明確にして、そういうトラブルが今後ないようにすべきだと思うんですがどうですか。

○漢那政弘土木建築部長 いずれにしましても、長期的な展望に立って建設業の活性化に向け、その際、幅広く県民からの意見も聞くという観点から審議会を設置するわけでございます。ですから、少し大きな制度とかそういう枠組みの中でつくって諮問していくことになろうかと思えます。

○嘉陽宗儀委員 これ以上は言いませんが、今現実にそういう公共工事を発注する側も受注する側も下請にまわした側もいろいろトラブルが多いわけで、私どものほうが担当指導者に何とかしてくれと、頑張ってもらっているのもありますけど、結果お互いどうし民事じゃないかみたいになっちゃったり、本来の公共工事のあり方としていかなものかという事例が結構ありますから、今後そういうことがないように、少なくとも皆さん方が統括責任がありますから、やってください。

○漢那政弘土木建築部長 今委員から御指摘がありました。いずれにしろ元請、下請の関係が円滑に遂行できるように努めていきたいと思えます。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。
嶺井光委員。

○嶺井光委員 二、三お尋ねします。今嘉陽委員からもありましたけど、これまでなぜなかったのかという部分ね。今度設置するというお話がありましたが、本来ならば沖縄県はこういう建設業界にウエイトがあるわけですから、なかったのが不思議でならないんですが、もう一度これまでなぜなかったのかという部分を。

○漢那政弘土木建築部長 これまではどちらかという建設業界というのは成長産業でございまして、どちらかというパイもふえてきたし業界も大きくなってきたという部分がありますが、近年は御案内のとおり建設投資が右肩下がりがずっと続いておりまして、そういうこともございまして需給のギャップが大きくなっていて、大変業界として厳しい状況にあるということから、これは長期的に制度を考えなければいけないということが一つあります。それともう一つは、県民から広く意見を聞く必要があるだろうということでそういう審議会の設置を今お願いしているところでございます。

○嶺井光委員 委員の中に業界からも入ってくるようになっていようから、聞きたいのは業界の雇用をどう審議会で反映して、目的とする業界の活性化とか、入札契約制度の改善とかに生かすということになっていいますが、具体的なところとして、業界の雇用をどう取り入れていくのかという部分、建設業の活性化とか入札契約制度の改善とかを考えているわけですね。今業界にはいろいろな不平不満がありますよ。そういうものを具体的にどのように業界の声を審議会を通して建設業界の活性化あるいは入札制度、契約の改善につなげていくのかというところをちょっと考えを伺いたい。

○漢那政弘土木建築部長 もちろん業界側の意見、それから県民の意見、学識経験者の意見と、そういう意見を広くいただいた上で答申という形になるかと思えますが、まだ中身について具体的なことは今申し上げられる状態ではございません。

○嶺井光委員 入札の参加資格審査に関することもこれに入っていると。ちょうどきょうまで申請の手続に入っていますよね。これはこの審議会には諮らないということになるんだらうと思いますが、審議会がない現状は例えば具体的に申請に係る等級の格付とか細かい審査があるはずですが、これはどのようになされているのか。

○漢那政弘土木建築部長 きょうまで指名参加を受け付けているわけですが、審査は基本的には従前と変わらない状況でやっております。もう一点は、やはり業界も厳しい状況でございますから、できるだけ負担がかからないようなことを私どもは配慮させてもらっているつもりでございます。

○嶺井光委員 今後はこの沖縄県建設業審議会でのことも審議されるということになってきますよね。

○漢那政弘土木建築部長 今回まだ審議会はこれから提案しているところがございますので、今議会で設置が認められれば年明けには開催という運びになるかと思うんですが、今受け付けているものは平成21年度と平成22年度の審査でございます、審議会で審査するというのは、例えば6年とか8年とか長いスパンについて審議してもらおうと考えておりますので、今受け付けているのは平成21年、平成22年の2カ年でございますが、審議会では長期的な審議になるかと思っております。

○嶺井光委員 直接この条例との関連ではありませんが、入札参加資格審査のいろいろな要件がありますよね。等級格付に反映されていくはずであろう技術者の数だとか、そういうのもあるはずですが、ちまたの声があるんですが、この会社の従業員として、資格審査の中で認められる範囲というか条件というのがありますか。具体的に言えば給与の条件とかいうのがあるのかどうか。

○上原兼治土木企画課長 技術者の数が県独自の評価点、主観点において問題になってきますが、技術者は例えば1級、2級の技術士、積算士であるとか、4種類くらいあったかと思うんですが、そういった方々についてその数が何名いるかということによって、その数が問題になってまいります。

○嶺井光委員 数にカウントできるという要件、例えば給与が幾らないといけ

ないとか、社会保険料を払っているだけでいいとか、こういう要件があるかと聞いているんです。

○上原兼治土木企画課長 今社会保険料等の話がありましたが、そういう社会的な義務を果たしていないといけないということがあります。それから最低賃金を満たしていないと、そういう法律的なところを満たしておかないとやはり我々としては認めるわけにはいかないと。たとえ技術士としての資格を持っていてもそこに雇っているとは認めるわけにはいかないとということでもあります。

○嶺井光委員 具体的に最低賃金との関連というお話が出ましたが、給料が月額で幾らとかいう明確にこれはオーケー、だめだというのがあるんですか。

○上原兼治土木企画課長 最低賃金がこの間改定されまして、620何円かになったと思うんですが、それを時給計算をしましてそれを満たしていないといけないということです。会社のほうで就業規則、常用雇用というのは出勤日数は何日なければならないというのもあると思いますので、それで最低賃金を計算します。

○嶺井光委員 これはもともと決められている事項なんですか。

○上原兼治土木企画課長 これは前からそういうことで常用雇用、それから最低賃金を満たさなければいけないということはもともとございます。

○嶺井光委員 業界の声ですが、今受注環境が物すごく悪い状況の中で、実態としてももちろん受注すれば技術屋に働いてもらう。ところが仕事がない間は、職員として席は置いてあるけれども社会保険料は会社が負担しているわけですよ。こういうのは今言う話の中で、従業員の1人としてのカウントがされていないという話があるんですが、こういう事実もあるんですか。

○上原兼治土木企画課長 代表質問、一般質問の中でそれに関連する御質問がございましていろいろと調べているんですが、社会保険料とかを払って自宅待機的に置いているという話もあるように聞いておりますが、やはりそうしますと常用雇用していることにはならないんじゃないかなど。パート的なものなのか、待機しているというのが雇用という形でみれるのかどうか、この辺がやはり疑問のあるところですので、やはり就業規則で8時間勤務とか、週何十時間

という決まりがあるはずですから、それを満たしていないとやはり常用雇用とはみれないのではないのかということで、その場合はカウントしないということとであります。

○嶺井光委員 これは県が決めた基準ですよ。

○上原兼治土木企画課長 これは国の経営事項審査の中でそういう定義がされております。県の主観点においてもそれを準用して同じ考えをしております。

○嶺井光委員 今の受注環境が厳しい中で、業界は生き残りのため精いっぱい試行錯誤をやっているんですよ。そういう部分で切り捨てられるかのような思いでこういうところをとらえているというのが現実にあるようです。そういう意味で、こういう時勢を反映した要件の緩和や、労働者にしても雇われている技術屋にしても、これをよしとして今の実態があるわけですよ。そこら辺をどう受けとめているのか、緩和の余地はあるのか、その辺を聞いてこの件は終わります。

○上原兼治土木企画課長 今委員のおっしゃるところについては大変業界の厳しい状況とかそういうのを考えてきますと、業界が解雇するんじゃなくてそういう形で身分を置いておいて備えているというのは、ある意味いいことなのかもしれませんが、我々の目から見ますとやはりルールがあって、それでもって技術者の常用雇用とはどういう状況であるのか、そういうルールがあるわけですから、将来的にはどうかわかりませんが今現在それを曲げるというのはできないということとあります。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。
吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 この条例は今47都道府県全部に設置されているんですか。

○上原兼治土木企画課長 各都道府県においては17道県であります。

○吉田勝廣委員 2点目は建設業の改善に関する重要な事項と書いてありますよね。現時点で重要な事項というのを挙げてくれませんか。17道県しか設置していないわけだから、北海道だってどこだって苦しいとは思いますが、設置

されていない、ある意味では重要な事項があるのかないのかという感じがするもんだから、現時点で重要な事項というのは何かというのを教えてください。

○漢那政弘土木建築部長 今建設業、建設関連業といいますか、建設資材も含めまして大変厳しい状況というのは御案内のとおりだと思います。建設業の活性化に関する施策というのが漠然とした大きなものがございまして、今おっしゃるように重要な事項というのはそれでございますが、その中で入札契約制度の改善が一つでございます。今入札契約を公共側としてやっておりますが、そのままの状況でいいのかというのが一つございます。それから今議論がありますが入札参加資格の審査や等級の格付なども30何年間やってきたわけでございますが、このままでいいのかどうか。何度も言いますが長期的な観点から考える必要があるだろうと。それから受注者、発注者の責任、役割分担、それから元請、下請の役割分担等、個々の話ではなくて長期的に制度として議論をして審議していただくと考えております。

○吉田勝廣委員 それぐらいですか。重要な事項はもっとあるんじゃない。今土木建築部長が言ったのは入札制度だけですよ。

○上原兼治土木企画課長 今土木建築部長からは活性化の問題もあったのかなということで、特にきっかけとなりました今回の議会からの強い要望もございましたし、それから業界からも強い要望があるわけですが、今回審議会を設置に向けての動きというのは、やはり今業界の困っている現状、活性化ですね、これが一番大きなすぐに取り組むべきものなのかなと。ただこれは今から設置しまして土木建築部長、業界も含めてどういったものをすぐ取り組んでいくかというのを今から話し合いをしながら、具体的なテーマについては決めていくことになるかと思えます。

○吉田勝廣委員 業界を活性化させるための一番簡単な方法は受注を多くすることですよね。これはごく当たり前のことだから。例えば沖縄の建設業界は建設業を営む会社が多いと言われておりますよね。そうすると沖縄においてはどれぐらいの建設業界がこれから生きていけるか。受注が少なくなっていくわけだから。その場合に生きていくためには幾らの受注額が必要かという分析はどこでやりますか。いくらこういう制度をやったとしても、発注者がいなければ建設業界は活性化できないわけですよね。それが1つ。2つ目はもちろん入札制度の改善必要もあるでしょう。等級を上げたり下げたり、入札制度を改善する

ことによって業界が活性化していくでしょう。しかしもっと根本的な問題は、沖縄の建設業界が生きていくためには大体どれぐらいの業者があって、どれぐらいの受注額があって、これから展望はどう開けていくのか。そのために建設業界はある意味多種業種というか異種業種というか、変更していくわけですよ。これではだめだから別のほうに変更していこうじゃないかと。そういうところまで踏み込んでいかないと、ただ入札改善しますだけではしょうがないんじゃないのかと。重要な事項というのはそれだけじゃないはずだよということを僕は言いたいわけですよ。

○漢那政弘土木建築部長 今委員がおっしゃるように、パイがふえていただければそれは一番よいのでございますが、今建設投資が右肩下がりできておりますから、しかし座しているわけにはいきません。パイが上がらないからこんな意味がないかということではなくて、しかしながら今おっしゃったように新分野への進出等も一生懸命やっているところでございまして、会社を閉じずに兼業として新分野へ進出していくと。建設業の持っている設備やノウハウ等を持って、現に新分野に進出しておりますから、計算したらこれぐらいしか生き残れませんという話ではなくて、むしろ今ある建設業も新分野に進出したり、特化したりすることによって、それから活性化に関する施策と漠然とした言い方をしましたが、その中にも建設業がプラスになるような施策をしていきたいと思っておりますので、そういうことではやはり必要だということです。

○吉田勝廣委員 抽象的にはならざるを得ないと思いますけどね。第3点目は、沖縄県における国の工事ですね。その受注をだれがやるかと。やっぱり大手のゼネコンが来たらやるわけでしょう。やっぱり地元で発注するものは地元で受けるんだという気概がないと、ある意味では大手ゼネコンに持っていかれると困るよと。それをどこで規制するかということもあるのではないかと。重要な事項は何ですかと言ったら入札制度しか言わないものだから。重要な事項の審議というのはやっぱり地元で発注させましょうということも重要な事項になるんじゃないの。パイが少ないから、パイの奪い合いになるわけだから、問題は。だからそこをどうしていくのかと。あと4点目、先ほどの嶺井委員の問題ですね。この会社が社会保険に入っているか。それから技術者が常駐されているか。常用雇用されているかと。これは民間、中小からすれば非常に難しい課題ですね。例えば市町村レベルから言うと常用雇用者はいるかどうかということまで審査はしないわけです。社会保険に入っているか、税金を払っているか、こういうことで審査を始めるわけですね。現場は非常に厳しいわけだから。それは

それとして非常に大事なことです。第4点目は、僕はある程度建設業界に対して、多すぎるんだったらある程度の額を決めて、こういうことしか将来は考えないから、早く異業種へ転換させる方向のための参照として、建設業界も職業訓練というか、また農業に進出するかと今現にやっていますよ。そういう方向性もこの中で議論しなければいけないのではないかなど。いつもパイちょうだいだけではしょうがないわけだから、ないものはないわけでしょう。そういうところもはっきり明示をしてやらないと、いつまでもパイの奪い合いだけじゃしょうがない。重要な事項というのはこの辺も入ってくるんじゃないのということを知りたいね。

○漢那政弘土木建築部長 委員のほうからパイをふやす話ですが、国の事業の話でございましたが、御案内のとおり私ども知事を先頭に沖縄総合事務局、それから沖縄防衛局等に行ってきております。その辺はそれなりに一定の評価はいただいているものだと思っております。といいますのは、県内企業が参画できる、少なくとも土俵には乗れるようになりましたので、ただこれから実際に受注できるかどうか、またそれなりの努力を県内企業もしないといけないと思っておりますが、いずれにしろ間口は開いてきたと思っております。しかしこれにつきましてはこれからずっと課題でございますので、県内企業優先については言い続けていく必要があると思っております。もう一点は、活性化のための施策としましては、まず経営基盤の強化それから今委員がおっしゃいました新分野への進出、それからこれからは合併統合等の話も本格化するかもしれません。

○吉田勝廣委員 これまでも同じことをやっているわけですよ。防衛省とか国に対して工事発注をさせなさいとか。今沖縄防衛局が入札の点数を下げたでしょう。沖縄の業界も参加できるようにということをやっているわけです。しかし、実際現場はそうはいかないわけですよ。受注はよくいう6対4、6はヤマト、4がウチナーだよというぐらいあるわけです。これを業界を活性化させるためには、この6をどうするかというのがずっと続いているわけです。続いているわけだからこれを何とかしないとイケないだろうというのが重要な課題だと思うんですよ。審議会で決定した、諮問した、さあどうするかということ鋭く国に言わないと、沖縄は島嶼県だから、活性化しないんじゃないのかなど。そういう意味でこの審議会ができることは非常にいいことだと思います。

○當山真市委員長 ほかに質疑はありませんか。

池間淳委員。

○池間淳委員 確認をさせていただきたいんですが、この審議会で審議するということは、従来皆さん方がランクづけをやる場合に、経営事項審査をやったりあるいは県の独自評価点がありますよね。それもみんなこれに移行するのですか。

○漢那政弘土木建築部長 何度も言いますように、基本的には長期的なことを、例えば今ランクづけをこのままの状況でいいのかどうか、あるいはあるべきランクづけというのがもしあるならそれはどういうものなのか、そしてそれはいきなりできるものなのか、時間をかけてやるものなのか、そういう大きな話でと考えております。

○池間淳委員 今まで皆さんがやっている総合評価点をすぐ移譲するのかなと思うので、そうじゃないと僕も思っていたけれども、説明の中でそうとれる説明もあるので、あるかないか、それだけです。ないですよ。

○漢那政弘土木建築部長 大変詳細な事項でございますので、それにつきましては審議会ではするつもりはありません。

○池間淳委員 これまでの皆さんがやっている経営審査事項だとか、多分これは全国的なことで変えることはできないと土木建築部長は本会議でも答弁していましたが、独自評価は今審議会を設置して、この評価点でいいのかとか、制度のあり方を審議会では審議するということになるんですか。

○漢那政弘土木建築部長 確かに全国でいう総合評価値と、例えば県独自評価点がありますが、そのウエイトを何対何にするかとか、そういう議論は当然あり得ると思いますが。

○池間淳委員 皆さん方が従来やっていることに対して、この制度でいいのかということを審議会では審議していくわけですね。そうするとメンバーは皆さん方土木建築部、あるいは県のほうからは入らないということになるのですか。

○上原兼治土木企画課長 行政からは入りません。民間だけでやっていこうと思っております。

○池間淳委員 わかりました。この審議会でランクづけの審議をするとか、そういう話をやっていたものですから、これがみんな従来のものと違った形でやっていくのかなと思ったけど、そうじゃないんじゃないかと思っていたが、皆さんの説明でそうとれる説明もあったので、これはきちっとやっていただきたいなということで、やっぱり今まである入札制度をどうするとか、あるいは契約の方法だとか、今まである制度をこれでいいのかということのをこの審議会に審議するというのでいいわけですね。

○漢那政弘土木建築部長 そのとおりです。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。
大城一馬委員。

○大城一馬委員 よく理解できないんですが、重要事項という定義、いろいろとランクの問題や入札制度の改善とか、受注発注の適正化云々がありました、とりあえずこの意義というのは今の沖縄の市場構造の大きな変動ということで説明していましたが、今沖縄県がやっている入札契約の問題とか受注発注というのは不適正な事項なんですか。問題点があると認識しているんですか。

○上原兼治土木企画課長 今特に目の前に問題があるとかいうことではなくて、よりよい制度として沖縄県の制度がどうあるべきかというものを、我々行政だけ内部にいるものだけじゃなくて、建設業界、一般の代表の方々、学識経験者から意見もいろいろ出していただきながら、よりよい制度に進めていくということです。

○大城一馬委員 知事が諮問するわけですから、当然県としても重要事項についての諮問案というのは出すはずですよ。それで一つだけ確認しておきたいのは、本来の業務の制度の問題もやろうということですから、気になっていることは、さきの入札談合問題、今損害賠償金の請求問題を抱えていますよね。このこともこの審議会に諮問するということもあり得るんですか。

○漢那政弘土木建築部長 その件につきましては御案内のとおり、もう既に調停に入っているところをごさいます、当審議会につきましては想定しておりません。

○大城一馬委員 県発注については業界からも納付期限の問題が出ていますよね。そういったことも一切ないということですか。これにかかわることは一切諮問しないということで理解してよろしいですか。

○漢那政弘土木建築部長 これはまだ設置もされていませんし、委員も決まっていますませんが、今私どもはそういうことを諮問することは想定しておりません。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。
平良昭一委員。

○平良昭一委員 これまで県だけで考えていたものを、より民意を反映させたいということで現場の声を取り入れたいと私は理解しているんですが、そうであれば組織の中の委員13名の構成の問題について、なぜそういう割り振りをしてきたのかという根拠はありますか。

○上原兼治土木企画課長 都道府県の建設業審議会、これは国のほうにも中央建設業審議会というのがありまして、建設業法の中で学識経験者を有する者、建設工事の需要者、建設業者ということで3つの組み合わせをするようにと、建設業法の中で決められております。

○平良昭一委員 どうしても全体的に見ても、学識経験者の意見が余りにも取り入れられすぎている感じがしてならないんですよ。学識経験者がある程度ないと会議が進められない。会長も学識経験者だというのは、これも全国にそういう事例があるからということですか。それとも必ずそうしなさいと言われているんですか。

○上原兼治土木企画課長 これも会長が学識経験者から出さなければならないということ、それから学識経験者と需要者、建設業者の割合についても、中央建設業審議会の中で何対何というのが決められております。

○平良昭一委員 法的な根拠もあるわけですか。

○上原兼治土木企画課長 法律の条文の中では今申し上げましたそれぞれのグループの何対何というのはありませんが、中央建設業審議会の中で何対何とい

うのが決められておりまして、それに準じているということでもあります。

○平良昭一委員 私の個人的なものかもしれませんが、現場の声が素直に出せるかなという疑問を感じるんですよね。圧力をかけられているような感じになってしまっているんじゃないかなと、逆に。そういうものが懸念されるんですが、全くそういうことは考えられませんか。

○上原兼治土木企画課長 建設業者の代表というか委員としては、今考えられるのは例えば建設業協会の会長とか、そこを代表するものといった形の、団体の代表を考えておりますので、圧力というのはないと考えております。

○當山真市委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣安弘委員。

○新垣安弘委員 1点だけ。今の委員の構成の件なんですけど、先ほど来の質疑の中で建設業が大変厳しいと。そういう中で一番しわ寄せがくるのが下請、孫請だということなんですよね。その問題の解決も重要事項の中に入ると思うんですが、この委員を決めるときに建設業関係から13名の中に決まってくると思うんですが、今御答弁があったように、建設業協会の会長とかそういう人が入るんじゃないかと予想されるんですが、そうすると県内での大手建設業界の方々が委員の中に入っていきますと、下請、孫請の層の立場をしっかりと審議会で言えるように委員の選任に当たっても配慮が必要だと思うんです。学識経験者の方がそういう立場でそれは見るかもしれませんが、やはり建設業界から入っていくんだったら、元請になるような規模の内容も必要でしょうし、下請、孫請の方々を代弁するような人も入るべきだと思うんですが、そこら辺の配慮はこれから指名していく中でされるのかどうかお願いします。

○漢那政弘土木建築部長 委員の構成の中で、やはりおっしゃるように業界といいましても強い弱いというか中小企業、大企業といたしますか、そういうこともメリハリをつけた選任をしていきたいと思っております。そういうことでは業界の大手も中小も含めて意見が反映できるような審議会にしたいと。補足しますが、もう一点は、県民側の委員もいるわけです。対立したときには中立なというか、学識経験者、その数も多いし会長もそこから出るようになっておりますが、そういう意味ではニュートラルな、中立的な答申ができるんじゃないかと思っております。もちろん業界側からはおっしゃるようなことが反映で

きるような人選を行っていきたいと思っております。

○**當山真市委員長** ほかに質疑はありませんか。

高嶺善伸委員。

○**高嶺善伸委員** 補正予算も審議されておりますが、このスケジュールを見ると2月には第1回目の審議会を開催して、事業概要の説明や諮問事項を提示するとなっているんだけど、報酬や所要の予算が補正予算を見るとないようだが、年度途中での審議会設置と補正予算の必要性について説明してくれませんか。

○**漢那政弘土木建築部長** 基本的には既決予算の範囲内で対応する予定でございます。

○**高嶺善伸委員** それから建設業法第39条の2を読むと、建設業の改善に関するものが諮問の対象なんですけど、ぜひ我々も議案ごとに状況しかわからないものですから、今回審議会に改善を諮問するような課題が皆さんにはままとまっていると思いますので、ぜひ審議会に説明する予定の沖縄県の建設業の現状とかそういうのがあったら、資料として配ってくれませんか。

○**上原兼治土木企画課長** 内容等につきまして、これから詰めていきたいと考えております。大変申し訳ございませんが、今御提出できる資料は手元にございませぬ。

○**高嶺善伸委員** 全国で3分の1の都道府県しか設置していないものだから、かなり改善を必要とする大きな問題が起きたので、年度途中からでも審議会を設置したいという今回の条例提案じゃないかなと思っていて、それほど必要性があるんだったら、県内の建設業の概況改善を必要とする問題などは当然整理されていてしかるべきだと思うんですが、これから整理するんですか。

○**上原兼治土木企画課長** 今建設業審議会にかける直接的な資料ではないんですが、沖縄県建設産業ビジョンというものをことしの3月に取りまとめました。その中にいろいろと課題や、建設業こうあるべきという将来性、方向性を示しているわけですが、その中から取り出していく形になるかと考えております。

○**高嶺善伸委員** それで私が問題というのはそこにあるんですけどね。例えば

皆さんの沖縄県建設産業ビジョン策定検討委員会で出された資料、過去の工事量の減少、これから10年先の減少の見込み、これは建設業は半分淘汰されてやむなしという内容になっていて、僕はそのビジョンを検討するときこそ、この審議会を設置して、こういうパイの動向になっていると、どうすればいいかというのを協議すべきであって、これを協議するときには建設業法に基づく審議会を設置しないで、決めた後に設置して、どのような改善を図ろうとするんですか。私は順序が逆じゃないかなと思って、むしろ審議会設置が遅かったと、私はそういう考えをしているんですよ。ビジョンを決めるまでには審議会を設置しないで、ビジョンが決まった後に審議会を設置するというのは、僕は順序が逆じゃないかなと思うんだが、その辺についての経緯をちょっと説明してくれませんか。

○漢那政弘土木建築部長 実は沖縄県建設産業ビジョンの中に審議会の設置も記載されていて、ニワトリと卵の部分がひょっとしたらあるのかもしれませんが、ビジョンのほうで審議会の設置が提案されていることから、やはり必要だと私どもは考えて今回の運びとなったわけでございます。そういう意味では後先あるかもしれませんが、やはり年度途中でも設置すべきだと判断しまして、今回提案させていただいているところでございます。

○高嶺善伸委員 何も揚げ足を取るつもりはないんですけどね。お互いに建設業が非常に危機的な状況ですので、共通のテーマだと思いますので、ぜひ資料がまとまり次第、沖縄県の建設業の概況に対する資料と、今回諮問しようとしている諮問事項については、ぜひ土木委員会に資料として配ってくれるようお願いしたいんですが、委員長どうですか。

○漢那政弘土木建築部長 わかりました。資料はでき次第委員に配付したいと思います。それから審議会の諮問内容につきましても御報告させていただきたいと思います。

○高嶺善伸委員 話は変わりますが、地方自治法上、土木建築部にはいろいろなほかの附属機関や審査会とかいろいろ設置されていると思うんですよ。今回の審議会に類似する、そういう類のいろいろな業界や学識経験者などの意見や調査をお願いする審査会というのは、今まで皆無だったんですか。それともこれに類似する組織が今まであったんですか。

○上原兼治土木企画課長 類似するといえますかそれぞれ役割があるわけですが、このほかの審議会等といたしましては沖縄県公共工事入札等適正化委員会、それから公共工事の評価委員会とかそういったものがございます。

○高嶺善伸委員 本当は公共工事量がどんどん減っていく、投資予算が減っていくことが目に見えて兆候があったときにこういった建設業をどうするかということで、もっと早く審議会を設置して、建設業の代表者や建設工事需要者の代表者などの意見を聞いて調査をして、場合によってはパイが小さくならないような工事の掘り起こしであるとか、そういう国の受注のあり方などをもっと早くやっていたら、こんなには深刻にならなかったんじゃないかなという気がしますよね。せめて今からでも設置する審議会の声を存分に言える雰囲気、僕はこの審議会が生かされるべきだと思うんですよね。だから追認機関にならないように、建設業の代表者の選び方であるとか、よく検討して、ぜひ建設業を活性化できるような委員の選任をしてもらいたいと思うんですよ。建設業者4名、建設業工事の需要者4名、学識経験を有する者5名という13名の委員の選任の仕方、基本的な考え方を教えてくださいませんか。

○上原兼治土木企画課長 例えば学識経験者でいいますと考えられるのは大学の教授や公認会計士、税理士、あるいは弁護士とか、それから建設工事の需要者といたしまして、まず公募を1人2人考えております。経済界の代表の方ですね。そういう形で実際に成果物を使う側といった形での需要者を考えております。あとは建設業者は先ほど申し上げました建設業関係の団体の方々になると想定しております。

○高嶺善伸委員 最後に、中期財政の見通しで、4年間で1260億円ぐらい収入不足が生じるといわれて、もうこれは単年度400億円とか500億円ぐらい予算削減となってくると、皆さんの予算というのも当然対象になっていくと思うんですね。今でさえも非常に建設業は工事量が減っていく、このあと財政も収支のバランスがとれないということになっていく。先々に余り明るい話題がないんですよ。この審議会に、県の財政の厳しさを説明して、今後工事量が減ると、今後業種転換や統廃合であるとか、コア企業だけ残すから残りはやめてくださいとか、こういう県の予算の厳しさを説明して、それを納得させるような審議会じゃなくて、いやそうじゃない、どのように国や地方公共団体の工事を掘り起こすかとか、民間需要を掘り起こすとかそういうところにいかないと、どうも最近の財政の説明を聞くと、予算が逼迫して平成21年度の予算編成ができな

いという話しかやらないんですよ。この辺は審議会に期待する設置の必要な建設業の改善というものはき違えたらいけないと私は思うんですよ。その辺を土木建築部長、財政とのやりとり等もいろいろあると思いますよ。建設業に諮問する事項については、できたらプラス思考で、パイを大きくするとか厚みを増すことなどを積極的に答申してもらえような諮問を念頭に置いて取り組んでもらいたいと思うんですよ。これは予算の確保との関連で、基本的な姿勢を確認させてください。

○漢那政弘土木建築部長 委員がおっしゃるように、追認ではなくて、この審議会の第一義的な目的は建設業の活性化でございますので、右肩下がりの話をする、それを追認するという話ではなくて、むしろ委員がおっしゃるようにこれから展望が開けるような施策をその中で審議していただきたいと思っております。

○當山真市委員長 今高嶺委員から資料の要求がございましたが、冒頭で土木建築部長のほうから諮問の大まかな内容については嘉陽委員に説明がありましたし、その辺は大体方向性として決まっていると思いますので、できたらきょうの終了までに、資料としてまとめられる分についてはぜひ提出を願いたいと思うんですが、沖縄県建設産業ビジョンを受けて、これからの県内建設業をどういう形で活性化を求めていこうかという形で、業界の中からもぜひ審議会をつくってやってほしいという要求もあったと思いますし、そういう方向性というのは大体もう執行部の中でできていると思いますので、その資料については提出を願いたいと思うんですが、いかがですか。

○漢那政弘土木建築部長 今委員長がおっしゃいました、想定される重要事項につきましては夕方までに配付させていただきたいと思っております。

○當山真市委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當山真市委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第4号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第5号議案沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。
漢那政弘土木建築部長。

○漢那政弘土木建築部長 平成20年第4回沖縄県議会議案（その2）の9ページをお開きください。乙第5号議案について御説明申し上げます。

本議案は、道路法施行令の一部が改正されたことに伴い、沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正するものであります。

改正の内容としましては、道路の占用に係る占用料の額を改めるとともに、非常災害の発生した区域内の道路に被災者の居住の用に供するため必要な応急仮設建築物を設置する場合の道路の占用に係る占用料の徴収根拠及び減免に関する規定を整備するものであります。

沖縄県道路占用料徴収条例につきましては、平成19年度の予算でいいますと1億9400万円ほどございましたが、今回の改正によりますと、1億1300万円ほどに減額になりまして、減額は8100万円ほどになります。パーセンテージで見ると41.7パーセントということです。もう一つは災害の場合の応急仮設物の設置、それから徴収根拠減免に関する条例でございます。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○當山眞市委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第5号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありませんか。

池間淳委員。

○池間淳委員 電柱を県道あるいは市道の前に立てるんですが、これは使用料をとっているわけですから、この電柱を移動するとかいうときは皆さんが責任を持って移動するんですか。例えば従来市道の場合は自分持ちで移動させるんですよね。20万円、30万円かけて。これはとっているから使用しているところは自分らで使用料を出してやっているんだから、移動するときにはあなた方で移動しなさいということになっているのかなと思っているんですが、県がやるべき仕事を個人がやっている感じがするんですよ。

○前泊勇栄道路管理課長 まず占有するときに許可条件をつけていまして、例

例えば道路から道路公道内の移動については占有者側がすると。電柱だったら沖縄電力株式会社。それから公道から私有地に行った場合についても、道路工事の場合は2分の1とかそういう基準がございます。

○池間淳委員 建物をつくるとか建物をつくったが駐車場が、この電柱が非常に邪魔になってどけてもらいたいというときにはほとんど個人持ちでやっているんじゃないかなという感じがするんですが、動かすのには個人が利益を得るわけですから、その関係でこの電柱を寄せれば駐車場が使えるとか、あるいは建物をつくりたいというときに、移動してもらいたいというときには個人持ちということになっているんじゃないですか。

○前泊勇栄道路管理課長 例えば乗り入れ口がない場合の話だと思うんですが、その場合は道路管理者に対して承認工事という申請をします。ですから承認工事ですのでこれは施行する側がすべて費用を持つということになります。

○池間淳委員 施工する側といいますと、土地の地主がやるわけですね。

○前泊勇栄道路管理課長 乗り入れする方が費用を負担するということです。

○池間淳委員 占用料をとっているからそうなるんじゃないかと思うんです。占用料がなければいつでも移動できるということになるんじゃないかなと思っ
ているんですが、占用料ということで1年間に値段は違うが電柱を立てる。占用料だから、移動するのはあなた方でやれということになっているんじゃないかと思うんですが、これは占用料をとっている県が、あるいは市がやるべきじゃないかと思うんですが、受益者負担ということで地主がやってしまう。地主に負担をかけてしまうということは、県民にとって納得いかないことだなと。たまにそういうところがあるものですから思うんですよ。そのあたりはきちっと移動するときは個人が建物をつくろうが駐車場の乗り入れがだめだということであれば、ちゃんと移動してもらおうという条件つきで占用料を設定すべきじゃないかと思うんですがいかがですか。

○前泊勇栄道路管理課長 まず承認工事というのは電柱だけじゃなく、例えば道路の段差をなくすとか歩道をちょっと改修するとか、そういうことのすべての承認工事がございます。ですから承認工事というのは個人の利益のためにするわけですので、費用はすべて個人が持つということで道路法でも規定されて

おります。電柱の占用料については、道路維持費の特定財源ということで通常の道路管理費に充てられるという状況です。

○池間淳委員 これは法律的にそうなっているということですか。

○前泊勇栄道路管理課長 はい、そうです。

○池間淳委員 最初から計画があればいいけれども、今のところ計画はないが、いざ建物をつくろうとかいうときには邪魔になる場合がやっぱり出てくるわけなんですよ。そういうときは受益者負担ということで個人でやる以外にないんですか。

○前泊勇栄道路管理課長 まず道路計画をする場合は、個人の用地にどうしても将来建物をつくるということであれば個人と相談して乗り入れ口をつくるんですが、既に整備された道路についてはどうしても乗り入れ口がないわけですから、個人から承認申請が上がればそういう負担は全額負担してもらおうということで承認をしております。

○池間淳委員 この占用料をやる場合に、県民から要望があれば移動してもらおうという条件つきでできないのかなと感じたものですから、今こういう質疑をしています。そういう方法はとれないかどうか。そのあたりきちっと法律で固められているのか。あるいは今言う設置したものについては受益者が移動するというので、慣例としてそうなっているのか、そのあたりをぜひ県民に負担がかからないような方法で設置できないのかなと思うんですが、土木建築部長いかがですか。

○前泊勇栄道路管理課長 これは道路法の規定に入っていますので、それはちよつと無理です。

○池間淳委員 そういう不具合が出てくるのが多々あるんです。できたら占用料を設定し、あるいは相手と契約するときには、県民に負担がかからないような方法でぜひ移動してもらいたいという、契約内容じゃなくても口頭でとか、そういう方法で県民に負担がかからないように占用料を設定し契約をしてもらいたいと希望して、要請して終わります。その取り組みについて土木建築部長の答弁をよろしくお願いします。

○漢那政弘土木建築部長 今委員からございました処置が、契約時に可能かどうか勉強していきたいと思いますので、ひとつよろしくお願いします。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。
吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 町道、市道がありますね。そういうときは普通電柱は相当関係あるわけね、自分の屋敷だから。屋敷の前に電柱が立つとか、将来これは宅地だと仮に電柱が立てたらだめだと、そういうことが多くなりますよね。自分の宅地前に電柱が立てられるとね。これは拒否するよ。道路占有者は電柱の場合電力会社なの。そうすると自分の土地の前に電柱が立つということは、県道であっても、これは将来自分がここを利用するよと。県道はみんなそばに宅地だから。その場合に自分の土地の前に電柱が立つということは、極端に言えばこの土地の価値が下がるということね。ということは反対されてもやむを得ないのかと。今法理論上そうかもしれないが、地主と電力会社との契約によって、もしこっちに家をつくるよと、将来道路をつくるというときには、お互いの民の契約として設置するかもしれないけど、何かあった場合にはこの移動費用は電力会社が持ちなさいと。こういうことは、僕は現にやっているわけね。町道や市道の場合には。そうしないと立ててもらえないわけですよ。また民有地を借りるときにも民有地のところに行って相談をして貸してください、この電柱を移動しないといけないからと。我々がお願いしていくんですよ、民間に。逆に言うと。法理論上はそうかもしれませんが、今の移動費関係で30万円、40万円もかかるとなったらだれだって反対しますよ。自分の土地の前につくるなど。その反対する権利はまた持っているわけでしょう。この辺をちょっと説明してください。

○前泊勇栄道路管理課長 まず道路を整備するに当たっては、乗り入れ口をどこにしようかという話もあるんですが、電柱を占用する場合、まず道路管理者は道路を占用したいという申請があれば、どうしても公益という形で電柱は占用を認めざるを得ないというものがあります。ただ場所については沿道の住民等の意見も聞いて、まさか入口の真ん中に立つということはできませんので、その沿道の住民と相談しながら場所を決めるという状況です。

○吉田勝廣委員 皆さんはそうかもしれないが、この当事者にとって見ればそ

これはだめですよと。将来ここはこういう見込みがあるからと。電柱というのは距離があるでしょう。ぜひ必要だと。ぜひ必要だったら、当面はつくるかもしれないが何かあった場合はこれはだめですよ、こちらが使用する場合において、将来の可能性だからこれは。自分の利益であっても。これは皆さんは知らないかもしれないが、市町村にとって見ればこれは大事なことなのよ。そういう場合は電力会社とお互い同士が契約したりなんかして、つくった後の移動は電力会社が持ちなさいよと。占用して電力会社はお金がもうかっているんだから、同じ公共でも株式会社なんだから。そういうところは指導できるか、できないのかということも含めて、議論しないとイケないですよという話をしているんですよ。

○前泊勇栄道路管理課長 電柱を道路敷内に占用させるということは、あくまでも道路の一部を占用するわけですから、ただ場所についてはさっき言ったように隣接地主とも相談してやるということと、それから将来的にわたって支障がある場合にどうするかについては、この電柱管理者と個人との話し合いになると思います。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當山眞市委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第5号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第8号議案工事請負契約について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

漢那政弘土木建築部長。

○漢那政弘土木建築部長 平成20年第4回沖縄県議会議案(その2)の24ページをお開きください。乙第8号議案について御説明申し上げます。

本議案は、工事請負契約について、議会の議決を求めるものであります。

本工事は、一般県道平良下地島空港線の道路整備による宮古島と伊良部島を結ぶ伊良部大橋橋梁整備第4期工事(上部工その3)で、橋梁延長3540mのうち630m部分の上部工工事であります。

契約金額は、12億3879万円です。

契約の相手方は、株式会社富士ピー・エス沖縄営業所、株式会社高橋土建、

琉建株式会社の3社で構成する特定建設工事共同企業体であります。

工事の概要については、道路街路課長から説明させます。

(道路街路課長がパネルを使って工事概要の説明を行う)

○漢那政弘土木建築部長 以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○當山眞市委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第8号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 一般競争入札ということになっていますが、何社が入札に参加していますか。

○当間清勝道路街路課長 今回7つの共同企業体の応募がございました。

○嘉陽宗儀委員 この工事はここまで続けていますが、大体同じ業者が請け負っているんですか。その都度かわっていますか。

○当間清勝道路街路課長 まず下部工と上部工というのがございまして、下部工はすべて県内の業者で請け負っておりますが、下部工につきましては同じ業者でやっている事例もありますが、かなりばらついた共同企業体の受注になっております。一方上部工につきましては、現在3つ目の工事を発注しております。すべて異なる業者の決定になっております。

○嘉陽宗儀委員 基本的には技術的には上部工も下部工も県内業者で十分できるということですか。

○当間清勝道路街路課長 上部工につきましては、今回の工事はPC連続箱桁橋ということで、PC鋼線の緊張や上げ越しの計算等の高度な技術力を要すること、また大型の仮設げたを用いて架設するというので、県内業者では施工

できない状況でございまして、先ほど説明しましたように本土のPC専門業者と沖縄の特A業者及び地元宮古島のA業者によるJVによる発注にしております。

○嘉陽宗儀委員 高度な技術を要するというので、変な工事をしてもらっても困るから、できるところにさせるというのはいいと思うんだけど、ただ県内業者の皆さん方ができないという基準というか判断はどこがやるんですか。

○当間清勝道路街路課長 これは工事の特特殊性から判断してございます。御存知のように橋をかける場合、けたの重さによってたわみとって、橋をかけるときから上げ越しをするんです。それがまず1点でその計算が複雑だと。もう1点はPC特許を持っていますので、PCの鋼線を入れて緊張を管理すると。それともう1点、やはりこういった大型の特殊機械を持った工事が頻繁に沖縄県でなされることは難しいものですから、陸上ではありますが海上ではこういう大型工事は古宇利大橋、池間大橋、浜比嘉大橋みたいな、ある程度間隔を経て工事がなされているということで、そういった特殊な工事ということで本土のPC専門業者を主の業者としてJVを組んで発注してございます。

○嘉陽宗儀委員 工事の複雑さの中身を聞いたんじゃないなくて、県内業者ができませんと判断しているのは、県内業者ができませんとっているのか、皆さん方が今のような判断で県内業者ができないだろうと判断したのか、これを聞いているんですよ。

○当間清勝道路街路課長 まず沖縄にPC専門業者が沖縄ピーシー株式会社という会社がございまして。その会社では独自のヤードを持って、前もってPC鋼線を緊張したプレテンションげたといいますが、そういった小規模な橋梁のスパンの緊張を管理したり、架設をする工事のノウハウは持っていますので、その業者がやっている工事もあります。このように70メートルのかなりの長さの橋梁になると、沖縄の専門業者でも経験が少なく、まだ熟練する必要があるということで、そこは県内の専門業者もそこまでは対応できないと申しております。

○嘉陽宗儀委員 県内の建設業者の業界の皆さん方と話したら、従来はトンネル工事とか橋梁工事はできなかったけど、自分たちもかなり技術を上げてきてできるようになってきた。しかし県の方が自分たちに力をつけさせるという

姿勢がないから、経験したことがないでしょうということでも仕事をさせないでいつまでも経験がないから、いつまでも本土業者にさせるということになっているんじゃないですかという疑問が出されてきたのでそれを聞いているんですよね。それはどうなんですか。

○当間清勝道路街路課長 そういった意味でP C業者については共同企業体ということで、そのノウハウをともに現場で、できるものは県内業者がやりながら分割施工しながら実施し、その中で経験を積んだ場合に、小規模な橋梁については、現在、沖縄の業者でできると土木建築部でも判断して発注している状況でございます。

○嘉陽宗儀委員 一部技術者については確かにあれだけ、ほとんど現場で施行しているのは県内業者が結構やっているわけですから、今回これ以上は言うつもりはないが、やっぱり県内業者にもどんどん経験させて、技術やノウハウを蓄積させていって、後々は本土業者に頼らないで県内業者に全部仕事させるぐらいやらないと。今の不景気の中で、特に建設業者はほとんど公共工事でもうからないわけだからな。もうかる仕事は全部本土業者に持っていかれたのではやっぱり沖縄の業者は救いようがないから、そういう意味では配慮としては今後やるようにしてください。

○漢那政弘土木建築部長 委員がおっしゃるように、これまで30何年間技術力の向上というのが私どもの最大の課題でございまして、一步一步これまでできなかったトンネル工事あるいは橋梁工事も県内業者で着実にできるようになっております。今委員がおっしゃるように私どもも基本的にはジョイントで、県内でできなくてもジョイントを組んで研さんといいますか学習の機会を得られるようにしていっておりますし、今後もそうしていきたいと思っております。

○嘉陽宗儀委員 今回の落札額というのは予定価格との関係ではどうなっていますか。

○当間清勝道路街路課長 今回の落札率は85パーセントでございます。

○嘉陽宗儀委員 これは85パーセントにしたというのは皆さん方の基準で大体こうしなさいということになっているのか、結果がそうなっているのか、どうなんですか。

○当間清勝道路街路課長 県が設定している落札率ではございません。

○嘉陽宗儀委員 これは国がモデルをつくっているの。

○当間清勝道路街路課長 発注した場合にまず予定価格がございまして、その後低入札調査基準価格とか失格基準価格とかがございますので、その価格は県の方で設定しますが、今回の85パーセントというのは応募した方が入札した結果の数字でございます。

○嘉陽宗儀委員 こっちは無駄な公共工事を従来談合談合でやってきたんだけど、今工事を受けても大変だということが大分出てきているから、安ければいいわけじゃなくてやっぱり工事の質が確保されるかどうかというのが問題でしょう。だから85パーセントで工事の質が確保されるかどうかというのがまた新たな課題として出ているんだよね。これは大丈夫なんですよ。

○仲田文昭土木整備統括監 最低制限価格につきまして我々はどうするかというこの目安として、先ほど簡単に言いましたが公共工事契約制度運用連絡協議会モデルという、これは国のほうで工事発注したものを調査しまして、当然公共工事ですから、安くてもいいものを我々としては要求するわけです。だから安ければ我々の求めている品質の確保ができるかどうか問題があるわけですし、そうした最低限の品質を確保するためにはある程度の金額というのでも設けなければいけないということになっていきますので、そのために我々は最低制限価格というのを品質を確保するために設けているものですから、公共工事契約制度運用連絡協議会モデルで計算した値だと品質は我々の注文するものが確保されるだろうという目安の金額でございます。

○嘉陽宗儀委員 それであればいいと思うんですが、私が従来談合とやってきた場合には、予定価格と入札価格が98パーセントとか、大体全国オンブズマンで85パーセント以上は談合の可能性ありとやって、県の場合はほとんどが90パーセント以上だったのでこれはおかしいんじゃないかとやったけど、問題ありませんとずっと皆さん方は答弁して、結果はごらんのとおりになったわけでしょう。だから問題は品質確保と不当な利得を得させることはいけないわけだから、そういう意味では皆さん方も知恵を使わないといけないと思うんだけど、ちゃんとした仕事を適正な価格でさせるということでは、やはり

かなりこれからも留意していかなければならないと思うんですがどうですか。

○漢那政弘土木建築部長 今委員から指摘がありました。仲田土木整備統括監からもありましたように基本的には私どもは予定価格がありますが、それに対して品質の確保そして原価割れ受注ということになりますと、下請等々いろいろな影響が出てきますので、やはり適正な最低の価格、これは全国で公共工事契約制度運用連絡協議会モデルで積算したものがございまして、試算値、推奨値がありますので、それで出した上で、もう一点、沖縄県財務規則の縛りがあります。その2つの範囲の中で最低制限価格というのを設定しているわけがございます。

○嘉陽宗儀委員 この議案の提出根拠が地方自治法第96条第1項の規定によると書いてありますが、第1項の何号ですか。

○当間清勝道路街路課長 地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5億円以上の工事または製造の請け負いとするという条文があります。

○嘉陽宗儀委員 発注者は沖縄県知事仲井眞弘多になっていますが、どうして仲井眞弘多になっていませんか。沖縄県にならないで。

○当間清勝道路街路課長 県の代表としまして沖縄県知事仲井眞弘多となっております。

○當山眞市委員長 休憩いたします。

休憩 午後12時2分

再開 午後1時23分

○當山眞市委員長 再開いたします。

午前に引き続き、乙第8号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

嶺井光委員。

○嶺井光委員 一つ確認ですが、先ほどの共同企業体、ヤマト業者、県内企業、

そして宮古地域の地元企業という話がちょっとあったように感じたんですが、宮古地域の地元企業もということで県のほうから構成を示すんですか。この場合、3つの企業体の責任比率というか、利益比率も含めて、これはどうですか。

○当間清勝道路街路課長 代表者の出資比率が50パーセント、次に構成員1の特A業者が30パーセント、それから構成員2としまして宮古地域のA業者が20パーセントでございます。

○嶺井光委員 やっぱり地元への利益還元というか、今はもう県内企業も受注が少ないという関係があるわけですから、こういうのを高めるとかいうところは県としての関与はできないんですか。今の比率というのは県から示した比率なんですか。

○上原兼治土木企画課長 沖縄県土木建築部特定建設工事共同企業体取扱要領というのがございまして、その中で今道路街路課長からありました比率、50パーセント、30パーセント、20パーセント、これはその中で定められております。一失礼しました。第8条の中で代表者の出資比率は構成員のうち最大の出資比率でなければならないと。30パーセント、20パーセントと申し上げたのは構成員の話でございます。

○仲田文昭土木整備統括監 代表者が最大の出資比率でなければなりません。そして構成員の最低が20パーセント以上と、ですから構成の中で比率はそれぞれ話し合っただけで決めるということなんです。

○嶺井光委員 今聞くと20パーセントというのは最低ですよ。取扱要領でこういう比率が決まっているということがありますから、ずっと何度も指摘している受注環境が県内企業で厳しい実勢で、率を上げるとかそういうことを検討するとか、したとか、こういうところについてはどうですか。

○漢那政弘土木建築部長 委員がおっしゃっているのは、1つは代表者はやはり責任の度合いとか、50パーセントというのはそれだけ責任を負わさなければいけないということでございますので、多分代表者が県外の業者だからそういうことは頭におかれておられるんだろうと思いますが、今の50パーセント、20パーセントというのは適正な施行を担保するための出資比率、責任比率だと私どもは認識して要領を定めているわけでございます。

○嶺井光委員 責任比率という問題よりも、今指摘したいのは県内企業がこれだけ受注環境が悪い、いかに利益を上げていただいて県内企業を活性化させるかという視点があるわけですから、最低50パーセントの責任比率がないといけないというのも含めて、県の取扱要領なんだから、今の県内企業の厳しい状況を考えた場合に、ヤマト企業はほかの都道府県でも受注できる機会はかなりあるわけですから、そこら辺の取扱要領の中を、50パーセントを40パーセントにするとか、そういうのは全く考えられない話なんですか。

○上原兼治土木企画課長 代表者は最大の出資比率ということを押さえておいて、3社JVの場合には最低20パーセントですから、20パーセント、20パーセントで残りを親がとるという形であれば60パーセントまで親がなれると。最低20パーセントですから、親が最大になるような形でその範囲内で比率を上げていけばいいわけです。

○當山眞市委員長 休憩いたします。

(休憩中に、嶺井委員から答弁がかみあっていないとの指摘があり、改めて質疑の趣旨を説明する。)

○當山眞市委員長 再開いたします。

上原土木企画課長。

○上原兼治土木企画課長 先ほどから申し上げておりますように、3社JVの場合の一番小さい出資者というのが2割以上で、代表者は最大の出資者ということですから、最大40パーセント、30パーセント、30パーセントまでもっていきます。親が40パーセントで、子が30パーセント、30パーセントと。

○嶺井光委員 いろいろ沖縄総合事務局や沖縄防衛局に県内受注への配慮をお願いしているんですね。ああいうことをしているわけですから、こういうところで県内企業に利益がまわっていくような、今言った取扱要領で40パーセントまでは下げられる、このケースだとヤマト企業から少し県内企業にシフトできるわけですから、そういうことをやるべきじゃないかということを指摘したいんですよ。これはもう決まったはずなんでしょうけど、こういう方向はこれから可能ですかと聞いているわけ。

○漢那政弘土木建築部長 今土木企画課長からの答弁がございましたが、最低20パーセント以上、最大50パーセントですね。私どもとしましては、例えば40パーセント、30パーセント、30パーセントですね、それも現取扱要領の中で可能なんですよね。これは3社で決める話でございますから、基本的には今でも可能なわけです。ただおっしゃるように案件によって、最初からそういう出資が可能なのが、全部パッケージではなくて案件によってそれが可能かどうか、少し勉強させていただきたいと思います。基本的には今でもできるんですよ。しかしながら個々の具体的なケースでそういうことをやれるのかどうか、少し勉強させていただきたいと思います。

○嶺井光委員 限りなく県内企業に機会あるいは利益も含めてくるようなことを、執行部としてしっかりやってもらいたいということを申し上げたい。それと予定価格の85パーセントの受注率、これは最低制限価格の設定はあったんですか。

○当間清勝道路街路課長 今回の工事は総合評価方式ですので、一般の指名競争入札等の場合は最低制限価格がありますが、今回の総合評価方式の場合は低入札調査基準価格及び失格基準価格というので設定して入札してございます。

○嶺井光委員 一般質問でも取り上げましたが、適正価格という考え方ね。先ほど説明の中で、県としては低価格で適正なものをつくってもらおうという考えをしていましたが、それは間違っているとは言いませんが、さらにもう一つ役割があると思うんですよ、公共工事には。経済活動にしっかり貢献しないといけないという立場があると思うんですよ。要するに私は設計額がイコール適正価格だと思っているんですよ。だから最低制限価格を置いたり、ある程度経済活動も含めて設定するのであればいいんですが、かなり65パーセントから85パーセントまでというのは枠がありますよね。あれは余り下にいくとなると、税金を使って公共工事をやるわけですから、一面ではいいでしょう。しかしこれが適正価格であるかどうかというのは、いろいろな労働性の分配、あるいは資材、いろいろな関連の経済活動に影響があるわけですから、さっきの説明を聞いてちょっと一つ抜けているんじゃないかなと私は思っているんですけどね。そういう意味で適正価格というのはどうとらえていますか、土木建築部長。

○漢那政弘土木建築部長 私どもは当然適正な価格というのは予定価格だと思

っております。最低制限価格の話が委員からございましたが、最低制限価格というのは施工を担保するにはこれだけないといけないとか、原価割れ受注のようなことがないように、そのための価格でございまして、それを適正だと全然思っていないんですよ。私どもが適正というのは予定価格ですよ。ただ品質確保の担保、それから原価割れ受注等々が行われないようにローリミットを設定しているということです。

○嶺井光委員 だからそこで最低制限価格を置く場合の考え方、施工が適正にされるであろう最低の額を置くというだけで置いたら、ちょっと不足ではないかと。ほかの経済活動、いろいろなことを公共工事の立場で考えて、不足じゃないかと指摘したいんですよ。だから予定価格が適正な価格と今おっしゃっていますから、最低制限価格を置くにしても、それに限りなく近いところに置くべきじゃないですか。そこら辺を指摘したいんですよ。

○漢那政弘土木建築部長 おっしゃっているように数字は予定価格に対して最低制限価格はどちらが妥当かという話だと思うんですが、私どもは少なくとも再三説明させていただいているように、公共工事契約制度運用連絡協議会モデルで試算をするように推奨されたものを使っているわけで、これは工事ごとに違います。そういう形でやっけていまして、もちろん沖縄県財務規則も最後にはちゃんとクリアするような範囲の中でということですが、それは最低の話であって、それを適正価格だと言っているわけではございませんので、最低これだけないといけないということで、私どもは予定価格を積算をし、積算価格そして予定価格が私どもは適正な価格だと認識しております。

○嶺井光委員 ちゃんとルールにのっとってやっているわけですから、これが間違いだということではないですけど、これだけ考えの違いがあるというのを理解しておいていただきたいし、やっぱり発注する側として、自分たちとしてはもう発注してできあがればいいよというだけで終わってはいけないと思うんですよ。そういう意味でほかの経済活動も含めて、公共性の観点というのをしっかりと持つべきだと思っていますので、こういう意見があるということを御理解いただいて、ぜひ反映をさせていただきたいと思います。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當山眞市委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第8号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第9号議案工事請負契約について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

漢那政弘土木建築部長。

○**漢那政弘土木建築部長** 平成20年第4回沖縄県議会議案（その2）の25ページをお開きください。乙第9号議案について御説明申し上げます。

本議案は、工事請負契約について議会の議決を求めるものであります。

本工事は名護市二見地内に建設する、国道331号二見バイパス1号トンネル新設工事で、概要は延長463メートル、幅員10.25メートルとなっており、ナトム（NATM）と呼ばれる工法を用いたトンネル工事であります。

契約金額は、10億7887万5000円です。

契約の相手方は、株式会社國場組、株式会社渡嘉敷組、株式会社丸政工務店の3社で構成する特定建設工事共同企業体であります。

工事の概要につきましては、道路街路課長から説明させます。

（道路街路課長がパネルを使って工事概要の説明を行う）

○**漢那政弘土木建築部長** 以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○**當山眞市委員長** 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第9号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありませんか。

嶺井光委員。

○**嶺井光委員** 国道は国が工事をやるのではないですか。

○**当間清勝道路街路課長** 国道には直轄国道と補助国道がございます、この国道331号に関しましては補助国道ということで、県のほうで管理し整備してございます。

○嶺井光委員 この国道331号は区間はどこからどこまでですか。

○当間清勝道路街路課長 国道331号は那覇市奥武山の近くから糸満街道を一周しまして、それから与那原町のほうを通りまして、それから国道329号を重複しまして、この部分の名護市二見のほうに入っていくルートになってございます。

○嶺井光委員 名護市二見の区間以外に改良必要箇所というのはあちこちにありますよね。この国道331号はすべて補助国道、要するに県発注の対象路線なんですか。

○当間清勝道路街路課長 国道331号の本島南部地区の区間に関しましては直轄国道で国のほうで管理、整備し、2カ所は今改良工事を実施しております。また当該箇所に関しては補助国道ということで、県のほうで整備しています。

○嶺井光委員 部分的に違うんですね。実は沖縄本島南部地域でかなり前から橋脚はつくってずっとほうってあるところがあるんですよ。多分向こうは直轄国道だと思います。そういうところの促進は県からは働きかけとかできないんですか。

○当間清勝道路街路課長 県からも定例の連絡会議等では国道の区間の整備促進は常に働きかけておりますし、知事も直轄国道は沖縄の大きな役割を占めているということで、もっと加速していただきたいということで申し入れてございます。

○嶺井光委員 今土木業は仕事がないようなこんな時代ですから、どんどんやるべきものを進めてもらいたい。これは要望として、何度か議場でもやったんですがなかなか進んでいないんですよ。これはぜひ促進していただきたい。それからもう一つ。直轄国道の地方道への移管という問題が出てきていますよね。去る代表質問でも取り上げました。9月議会でもやりました。沖縄は鉄軌道もない、全国と押しなべて、こういう国道331号なんかも、地方道に移管するというのはとんでもない話じゃないかと思っているんですよ。あのときも答弁をもらいましたが、どうですか土木建築部長。

○漢那政弘土木建築部長 おっしゃるように私どもも国のほうには、地方分権による直轄国道の移管についてはずっと調整しているところでございます。原則としてこれまでバイパスを整備すると、現道については県道に移管をします。現に一部移管をしております。そういうふうに関これまでやってきておまして、その延長として、延長の部分については移管もやむを得ないだろうと思っております。そのうちの1つ、国道331号がやはり大きな調整の路線でございまして、それについては沖縄総合事務局と時期あるいは整備につきましては協議していくという路線になっております。

○嶺井光委員 私は全くだめだという考えではないんですよ実は。つまり整備が確実に100パーセント終わったのであれば、移管でもいいと思っております。しかし、まだ整備すべき箇所が大分あるんですよ。今こんな話を出されるというのはちょっと問題だなと思っております。逆に過去に訴えてきましたが、沖縄は鉄軌道もない、陸上交通も道路のみに頼らざるを得ないこんな環境ですから、かえって国道をもう少しふやしてもいいんじゃないかという考えを持っているんです。何度か言いましたが、糸満与那原線、あれだって皆さんは交通量が足りないから該当しませんと言っていますが、これは政策的に那覇市、沖縄本島南部地域、沖縄本島中部地域を結ぶ幹線道路として、国道として整備すべき政策を県が持つべきじゃないかというのを何度か指摘したんですけどね。そういう意味では私の考えと全く逆行していて、大変だなと思っておりますけどね。沖縄はそういう立場にあるのではないかなと思うんですよ。こういう視点は土木建築部長はどうとらえていますか。

○漢那政弘土木建築部長 まず国道331号の話から答弁したいんですが、国道331号は当然今委員がおっしゃるように、しっかりと整備をした上で移管時期については慎重に協議するという事になっておりますから、今のような状態で移管という話ではございません。おっしゃるようにきちっと整備をした上でということになります。それから時期についても当然調整することになります。

それから国道の話ですが、国道はやはり西海岸を含めまして大変整備しなければならないところがたくさんございます。知事の表現だと、もっと加速して今あるものを整備していただけないかということをお願いしているところでございます。ですから新たな国道というのはこれから例えば返還軍用地跡地の話とか、いろいろ出てくるだろうと思っておりますが、現時点ではとにかく現在の道路を早目に、知事の表現では加速させて整備をお願いしているところでございます。

○嶺井光委員 私はこういう考えを持っていますから、今言ったようにね。沖縄はまだ国道や道路網が整備必要だろうと思っています。そういう意味では地方道移管というのはしっかり胸を張って国に対抗してほしいなと思っていますので、決意も含めて答弁を。

○漢那政弘土木建築部長 抵抗勢力じゃありませんが、地方分権の流れの中で、地方が担う部分は地方がやはり担っていかなければならないと、これはこれからの時代の大きな流れでございます。もう一点は、私ども道州制に関しましても沖縄1県でということをお願いをしているところでございます。そういうこともございますので、やはりこれからもっともっとシビアに国、県、市町村と役割分担をこれまで以上にしっかり持って取り組んでいく必要があるんだろうと思っています。

○當山真市委員長 ほかに質疑はありませんか。
吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 先ほどと同じようにここも5、3、2ですか。それからこれも予定価格の85パーセントですか。ちょっと説明してもらえませんか。

○当間清勝道路街路課長 今回の工事の落札率は83.5パーセントでございます。各企業の出資比率は先ほどと同じように50パーセント、30パーセント、20パーセントでございます。

○吉田勝廣委員 先ほどの国道の移管という、これは国道だけでも県が工事するわけだから、お金は100パーセント国持ちですか。

○当間清勝道路街路課長 国庫補助事業で賄っておりまして、10分の9ということで9割補助でございます。

○吉田勝廣委員 要するに負担は10パーセント。

○当間清勝道路街路課長 はい、そのとおりでございます。

○吉田勝廣委員 例えば国が工事するときに、5パーセント国庫負担というの

がありますね。これはどうして県負担が10パーセントですか。

○当間清勝道路街路課長 この負担率に関しましては、沖縄振興特別措置法の法律で規定された補助率だと考えております。

○吉田勝廣委員 要するに国が直轄して事業は100パーセント国が事業すると。これみたいに県がかかわってくると、これは沖縄振興特別措置法で10分の9が国の補助であると。本土の場合はこういう事業についてはどういう負担率ですか、補助率は。

○当間清勝道路街路課長 同じようなケースの場合は補助率は55パーセントでございます。

○吉田勝廣委員 そうしますと例えば先ほど、国は地方分権だから、あるいは道州制等いろいろ先ほど土木建築部長がおっしゃいましたが、仮にこの国道331号を県が移管してもらおうというときには、これから工事をしようとするときに、この場合は補助率はどうなりますか。

○当間清勝道路街路課長 今回の工事と同じように、10分の9の9割補助になります。

○吉田勝廣委員 これは今の沖縄振興特別措置法が前提として考えているんでしょう。もし沖縄振興特別措置法がない場合はどうなりますか。

○当間清勝道路街路課長 今後、沖縄振興特別措置法の継続等についてはこれから議論がされると思いますが、万が一なくなった仮の設定の場合は55パーセントの全国の補助率になります。

○吉田勝廣委員 そこが問題だと思うんですよね。今から国は補助率を少なくして交付税とか、一括してやろうとしているわけだから、補助金でもっていわゆる項目ごとの補助金は削除して、一括補助金を出そうと言っているわけだから、そういうことが国の恐らくねらいではないのかなと予測するわけです。いわゆる地方分権を称してこういうことをやめさせようじゃないかとか、国の負担を少なくさせようじゃないかというねらいがあるのではないかと、それを前提として議論しますから。そうしますと、今国道331号を整備する箇所、

例えば台風でやられましたよね。県として、これから国道331号を整備しなくちゃいけない箇所はいっぱいありますか。

○当間清勝道路街路課長 沖縄本島北部地域の国道331号に限定して申しますと、地元大宜味村等から要請が出ている塩屋工区や大保工区等がぜひ整備してほしいという要請が出ております。

○吉田勝廣委員 東村の橋なんかもありませんか。

○仲田文昭土木整備統括監 東村のほうで私の記憶にありますところは、東村と名護市に向けての伊是名ですかね、あそこのほうはかなり地形が厳しくて上に迫っているものですから、歩道がないとか、あるいは線形が悪いとかいうところがございまして、局部的に線形が悪くてその辺の改良をする必要がある箇所は何カ所かあると記憶しております。

○吉田勝廣委員 そうしますとこれからの道路何年計画とかありますよね。その中で道路を整備しなくちゃならないという、3年で沖縄振興計画が切れますよね。そうするとこれから道路を何年計画で完全な道路にするかと、ある意味では知事も早めなさいと言うのは、3年で切れるもんだから、なるべく集中的にそういう道路行政を活性化をさせようじゃないかと。それで疲弊している建築業界を活性化させようじゃないかと、そういうねらいがあると思うんですよ。だからある意味では予算の道路に対する集中というか、こういう計画は今どうつくっていますか。

○仲田文昭土木整備統括監 確かにおっしゃるとおり沖縄県の道路は整備するところがたくさんあって、例えば道路特定財源のときに議論しましたが、沖縄県で今国道、それから県道以上を現在事業着手している路線が確か61くらいだったと思います。しかしその中の進捗状況を見ますとまだ半分しかいっていない。ということはまだまだやるべきところはあるということがありまして、確かに予算が厳しくて毎年少しずつ上がっていますが、予算が少なくなる分ちょっと完成までに時間を要しますが、しかし、かといって多くの路線をやるのは早目に整備をして効果を発現しなきゃいけないので、今後は都市部の渋滞が激しいですから、具体的に言いますと西原町の浦添西原線や那覇北中城線、あの辺の4車線化を今後重点的に投資して、早目に効果発現しようという大きな考え方を持っております。

○吉田勝廣委員　そうするとねらいとして、これからの道路行政ということの高率補助と、それからその高率補助をなくしたときにその高率補助の部分を道路特定財源として、一般財源、補助金として皆さんが自由に使える金として、補助の切りかえですよね、道路に特定しないで。こういう計算もしたことがありますか。今は3年間あるからこうして今計画がありますね。しかしあくまでもこの沖縄振興特別措置法というのは時限立法ですから、それが切れたときにどうしていくのかなと。国の大きな政策はまさに補助を特定しなくて一般財源を補助としてやりたいと言っているわけだから。沖縄だけが現に言えば沖縄振興特別措置法でやってきたと。また同じようなことを我々はしなくちゃいけないのかと。また逆にその特定財源の高率補助を一般財源に使えるような形のお金をもらうというか、そういう計算はしたことないですか。

○仲田文昭土木整備統括監　確かに私どもはスタミナ表というものをつくってございますので、将来幾らか一ちょっと数字はもっていませんが、基本的には確かに今の高率補助はあと3年間しかございませんので、この中で到底おさまりそうもありません。では次に切れた後どうするかということはこれから点検をしながら議論していくと思いますが、沖縄は公共事業は道路に限らず河川にしる港湾にしる高率補助をやってきました。その中でまた同じように高率補助でいくかと非常に厳しいところがあるのではないかなと思っています。ですからその中で道路はまだまだですよということであれば、できれば我々としては今の高率補助を維持して整備していくのが望ましいと思いますが、これはいろいろ国との調整とかありますので、できるだけ高率補助、いきなり内地にもっていくんじゃないかと、あるいは段階的になるかもしれないと思いますが、できれば今の高率補助を維持したいんですが、今度は今後の3年後に向けてこれから議論をしていかなきゃいけないんじゃないかと思っております。

○吉田勝廣委員　もちろん港湾もすべて高率補助でやっていますよね。そうすると僕がいつも思うのは、本土は10分の5、10分の6でもいい。沖縄は10分の8とか9だから、0コンマ30パーセントくらい高率補助だよと。過去1972年から、そういう高率補助がどれだけ財政的に寄与したかどうかとか、本来は計算すべきだといつも思っているんだけど計算してないものだから、僕はいつも変だねと思っているわけです。だからその辺の計算をして初めて、これだけの高率補助で効果があったよと。そしてまた一般財源に切りかえるときに、自分たちがイニシアチブでこの財源を使って道路に使おうが何に使おうが切りかえる

ことができるわけだから、法律がなくてもできるわけですね、基本的に。沖縄振興特別措置法がなくなつて。だからその辺の分析はぜひやっていただきたいなと思います。

○漢那政弘土木建築部長 確かに平成23年度まで、来年からするともう3年しかないわけでございまして、現在の沖縄振興計画がそのままの形で残るのか、あるいは形を変えて残るのか、あるいは全く補助制度が変わって交付税にいくのか、そこら辺はまだ定かではないんですが、少なくとも今委員がおっしゃっているように、沖縄振興計画を今企画部を中心に点検しているところでございます。もちろん全体の点検が終えた上で県としての考え方を定めることにはなるかと思いますが、いずれにしても今土木整備統括監からもありましたが、まだまだやらなきゃいけない、真に必要な道路というのがたくさんございます。それから社会基盤の根幹でありますので、そういう意味では道路、陸海空全部、空港も港湾もそうですが、やはり必要な社会資本整備はしっかりと確保できるような、制度が変わろうが、取り組んでいきたいと思っております。

○吉田勝廣委員 制度が変わっても、やりましょうよ。そうしないとだめだと思えます。

○當山真市委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當山真市委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第9号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第10号議案工事請負契約について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

漢那政弘土木建築部長。

○漢那政弘土木建築部長 平成20年第4回沖縄県議会議案(その2)の26ページをお開きください。乙第10号議案について御説明申し上げます。

本議案は、工事請負契約について、議会の議決を求めるものであります。

本工事は、那覇市古島地内に建設する安謝川ボックスカルバート改修工事で、概要はボックスカルバート工延長63メートル、基礎工、護岸工、パイプルーフ工の工事であります。

契約金額は、8億9874万7500円、契約の相手方は、株式会社豊神建設、株式会社丸石建設の2社で構成する特定建設工事共同企業体であります。

工事の概要については、河川課長から説明させます。

(河川課長がパネルを使って工事概要の説明を行う)

○漢那政弘土木建築部長 以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○當山真市委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第10号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありませんか。

池間淳委員。

○池間淳委員 この工事に際して、物件とかかかるところはあるんですか。そういうところはみんな解決されての発注かな。

○大城芳樹河川課長 上流側に物件がありますが、これは交渉を進めた結果、大方了解をしているということで、契約時期を今待っているところです。

○當山真市委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當山真市委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第10号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第11号議案財産の取得について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

漢那政弘土木建築部長。

○漢那政弘土木建築部長 次に、平成20年第4回沖縄県議会議案(その2)の27ページをお開きください。乙第11号議案について、御説明申し上げます。

本議案は、久米島空港に配備する空港用化学消防車を取得するため、議会の

議決を求めるものであります。

取得予定価格は、1億4385万円で、契約の相手方は、帝國繊維株式会社であります。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**當山真市委員長** 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第11号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當山真市委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第11号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第20号議案指定管理者の指定について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

漢那政弘土木建築部長。

○**漢那政弘土木建築部長** 次に、36ページをお開きください。乙第20号議案について御説明申し上げます。

本議案は、宜野湾港マリーナの指定管理者の指定をするため、議会の議決を求めるものであります。

宜野湾港マリーナの指定管理者については、沖縄県土木建築部公の施設に係る指定管理者制度運用委員会の審議を経て、ヤンマー沖縄株式会社を選定しております。

指定管理料につきましては、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3カ年でございます。この3カ年間で1億6639万8000円を予定しています。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**當山真市委員長** 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第20号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、

重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありませんか。

嶺井光委員。

○嶺井光委員 ヤンマー沖縄株式会社が前回もやっていましたよね。過去3年間の指定管理者としての評価というか、そこら辺は県としてはちゃんとやっているんだろうと思うんですがどうですか。

○新垣盛勇港湾課長 ヤンマー沖縄株式会社が平成18年から平成20年まで指定管理者となっているわけですが、まず収用隻数ですが、指定管理をする前の4月1日時点で241艇でしたが、現在、平成20年11月現在で396艇、これは64.3パーセントの増となっております。収用隻数の増によりまして、施設使用料ですが平成17年度は6100万円余り、平成19年度は1億300万円余りとなっております。そういうことで収用隻数の増により、施設使用料の増にも非常に貢献していると評価しております。

○嶺井光委員 選定委員会でちゃんとやって決まっているわけですから、適正な管理がされているんだろうと思っておりますが、64パーセント余りの利用増があったというお話ですが、全体では何隻利用できる規模なのか、今この規模に対しての利用率というのは把握していますか。

○新垣盛勇港湾課長 現在の収用可能隻数でございますが、681隻でございます。それと現在396隻が許可を得ておりまして、収用率としましては58.3パーセントとなっております。

○嶺井光委員 この施設使用料は県の収入になるわけですね。施設使用料はしっかり収納されておりますか。

○新垣盛勇港湾課長 施設使用料は県の収入となります。収納につきましては一部未収金がございます。

○嶺井光委員 一部未収金というのはどんな状態なのか。例えば何年かにまたがっているとか、特定の方が滞納額が多いとか、こういう実態はどうですか。

○新垣盛勇港湾課長 一部未収金、収入未済額でございますが、それにつきま

しては平成17年度に発生した未収金でございまして、指定管理者になった後は
ございません。その額は約198万円でございます。

○嶺井光委員 県の収入としてしっかり徴収されるべきだろうと思うんです
が、これは県が徴収に行くんですか。それとも指定管理者がやるんですか。

○新垣盛勇港湾課長 それにつきましては所管である県の中部土木事務所にお
きまして督促状とかそういうものを送って、未収金の収入に努めております。

○嶺井光委員 減免措置もありますか。

○新垣盛勇港湾課長 はい、ございます。

○嶺井光委員 実際に減免をしているケースはあるんですか。あるのであれば
内容を説明してください。

○新垣盛勇港湾課長 宜野湾港マリーナの減免につきましては、特に海洋スポ
ーツとか教育振興の観点から、宜野湾はごろも海洋少年団とか、琉球大学ヨッ
ト部とか、そういうところに対して減免を行っております。

○嶺井光委員 当然滞納者の方への減免というのはありませんよね。

○新垣盛勇港湾課長 それについてはございません。

○嶺井光委員 先ほど利用率が681隻の収容規模のうちに396隻ということはま
だ余裕があるということですよ。

○新垣盛勇港湾課長 そういうことでございます。

○嶺井光委員 情報によりますと、利用したいが待機させられているという話
を聞いたんですが、そういうことはあり得ないですか。この数字からするとあ
り得ないと見えますが、実態はどうですか。

○新垣盛勇港湾課長 マリーナの中に大型艇収容の箇所と小型で収容の箇所、
また中型艇と分かれておりまして、整備のほうが小型、中型、大型と隻数があ

るんですが、現在のところ大型艇のほうが満杯状態でございまして、確かに大型艇で待機している方がいるというのは聞いております。

○嶺井光委員 いわゆる1バースと2バースがありますよね。大型用というのは1か2かどっちですか。

○新垣盛勇港湾課長 大型用と申しますのは最近整備されました2工区の箇所でございます。

○嶺井光委員 それから利用性の公平性という立場があるわけですが、県がもともと所有していて、今指定管理者になった。コンテナ利用のことで、利用者が多くて、奪い合いと言ってしまう言葉が悪いかもしれませんが、なかなか利用できないという実態があるという話があるんですが、認識していますか。

○新垣盛勇港湾課長 コンテナで商売をされているものがございまして、それにつきましてはヤンマー沖繩株式会社が自主事業でいろいろ商売とかをやっているわけでございます。それについてはヤンマー沖繩株式会社のほうに管理を任せているという状況でございます。

○嶺井光委員 ある意味でもともと県がつくった時点の部分で今こういう状態で使っているわけですよ。必要であればふやすということは、県がではなくて、指定管理者側でやってもらうとか、県は指定管理を委託しているわけですから、こういうことは指摘できないのか、そこら辺はどうですか。

○新垣盛勇港湾課長 それにつきましては、県が許可して指定管理者も自主事業をできるようになっておりますので、指定管理者から許可が出てくればそのときに対応したいと考えております。

○嶺井光委員 もう一つ。フリーマーケットをしていますよね。あれはどこがやっているんですか。

○新垣盛勇港湾課長 それにつきましても自主事業として、指定管理者のほうでやっていると聞いております。

○嶺井光委員 実際にヤンマー沖繩株式会社がやっているという認識ですか。

あるいは調査したことはあるんですか。

○新垣盛勇港湾課長 フリーマーケットにつきましても、指定管理者の許可のもとでフリーマーケット協会みたいなのがございますが、そこに任せているということでございます。

○嶺井光委員 ではこの指定管理者を受けているヤンマー沖縄株式会社がやっているということではないという話ですよ。

○新垣盛勇港湾課長 指定管理者の管理のもとでやっているということでございます。

○嶺井光委員 又貸しにならないかなという指摘をしたかったんですが、これは現場調査の話も出ていますので、そういうのもしてまた詳しいことをやっていきたいと思っております。もう一つ最後に。艇庫がありますよね。そこに入っているヨットとかの出し入れ、このシャッターが2年ぐらい前から悪くて大変だという訴えがあるんですよ。そういう設備的な保守の責任はどこにあるんですか。指定管理者なんですか。あるいは県なんですか。

○新垣盛勇港湾課長 その辺の艇庫や旧管理棟とかの旧施設が老朽化しているということで、来年度当たりにはその辺の修繕などもしたいと考えております。

○嶺井光委員 責任は県ですか。

○新垣盛勇港湾課長 県のほうで修繕していきたいと考えております。

○嶺井光委員 そういう訴えがあるので、子供たちのヨット教室だとかいろんな活動をする上で、こういうのが不便であるという話がありますので、ぜひ取り組んでいただきたい。やっぱり公共性をしっかり発揮しないとイケませんから、ほかの指定管理の関連すべてなんですけど、指定管理者が適切に用を担っているのかというのは県がチェックをするというのは大事だと思っておりますから、しっかりやっていただきたいと思っております。

○當山真市委員長 ほかに質疑はありませんか。

平良昭一委員。

○平良昭一委員 前年度までの指定管理者は同じところですか。

○新垣盛勇港湾課長 今年度まででございますが、ヤンマー沖縄株式会社と沖縄ビル管理株式会社の2社共同企業体でございます。

○平良昭一委員 J Vですよ。であれば今回1社でできたということは、前回と違うところが何かあるんですか。

○新垣盛勇港湾課長 沖縄ビル管理株式会社が主に清掃関係をやっておりましたので、ヤンマー沖縄株式会社のほうで清掃関係についても携わるということ聞いております。

○平良昭一委員 先ほど減免措置というのがありますが、この減免措置は指定管理者のほうでやるんですか。それとも県のほうでですか。

○新垣盛勇港湾課長 県のほうでやっております。

○平良昭一委員 未収金があるということですが、平成17年度のもので今回までの指定管理者以前の問題であるということですが、それ以後には全くないということですか。

○新垣盛勇港湾課長 それ以後にはございません。

○平良昭一委員 この減免措置は先ほど説明していた琉球大学とか教育関係者のものだと思いますが、それ以外にも減免措置しているものがありますか。個人、会社で持っているものもあるかもしれませんが、そういうところも減免措置はありますか。

○新垣盛勇港湾課長 個人についてはございません。

○平良昭一委員 それと681隻までできるということではありますが、話によりますとかなり待たされているという話も聞かされているんですよ。空き待ちということにはなり得ないですよ。681隻でまだ396隻ということですから。あと半分近くも入れる状況であるし、そういう話を聞きますけど、お願いしても

入れてもらえないということが現在もあるんですか。

○新垣盛勇港湾課長 先ほども申しあげましたように、大型艇が現在収容可能数が少ないものですから、大型艇が大分待っている状況でございます。小型艇は大分空いている状況でございますので、その辺がどうにか改良できないか今後検討していきたいと考えております。

○平良昭一委員 先ほど修繕の話がありましたが、この修繕するのは指定管理者の権限ですか、それとも県の権限ですか。

○新垣盛勇港湾課長 県のほうで修繕をすることとしております。

○平良昭一委員 ということは指定管理者の意見に基づいて県のほうで全額出してやるということですか。大きいのも小さいのもあると思いますが。

○新垣盛勇港湾課長 リスク分担のほうで50万円以下につきましては指定管理者のほうで負担をしていただくと。それ以上かかるようなものについては県で負担するということになっております。

○平良昭一委員 先ほどのシャッターの話は私も聞かされたことがあるんですよ。あれは50万円以下でできるような話も聞いたんですよ。その辺全くやられていないというのを確認していますか。その辺指定管理者として適任であると判断をなさいますか。そういうものが事実であれば。

○新垣盛勇港湾課長 シャッターだけではなくて、旧管理棟自体全体的にも老朽化していますので、シャッターも含めまして修繕をしていきたいということでございます。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣安弘委員。

○新垣安弘委員 指定管理料ということで平成21年から平成23年まで約1億6600万円、これは3年間の指定管理料ということで指定管理者に払うわけですか。

○新垣盛勇港湾課長 3年分でございます。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 先ほど3年前の債務負担行為と現在どうなっているかという
と、この債務負担行為には1000万円しか入っていないもんだから、さっき約
1億6000万円といったものをどう説明するかということで、ちょっとわかりや
すいように説明してください。

○新垣盛勇港湾課長 宜野湾港マリーナの指定管理料でございますが、一般会
計分と特別会計分、一般会計分は主に緑地でございます。緑地部分と通常の
マリーナ部分がございます。年間で一般会計分が349万8000円、特別会計分が
5196万8000円、合計で5546万6000円でございます。それは3年分で1億6639万
8000円ということでございます。

○吉田勝廣委員 そういうことを書いていただければ幸いだなと思います。そ
れで、沖縄県土木建築部公の施設に係る指定管理者制度運用委員会の人たちが
どう判断するか、指定管理者を判断するときに点数で決めていますよね。その
ときの資料ですよ。この指定管理者がいいか悪いかを点数で決めていくわけだ
から、このときの資料は一度くらいは出してもらったほうがいいんじゃないか
といつも思いますね。そうしないとこの判定がいいのかどうかというのは我々
はわからないわけよ。何も無いでしょう。そういう意味で1回くらいはそうい
う資料も出してもいいのではないかなと思いますね。検討してください。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當山眞市委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第20号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第21号議案から乙第26号議案までの指定管理者の指定について6件
について審査を行います。

なお、ただいまの議案6件については、内容が関連することから、説明及び
質疑は一括して行いますので、御協力のほどお願いいたします。

ただいまの議案 6 件について、土木建築部長の説明を求めます。
漢那政弘土木建築部長。

○漢那政弘土木建築部長 次に、37ページから42ページの乙第21号議案から乙第26号議案までについて、一括して御説明申し上げます。

本議案は、県営公園の指定管理者の指定をするために、議会の議決を求めるものであります。

県営公園の指定管理者については、名護中央公園を含む6公園を各公園ごとに募集し、沖縄県土木建築部公の施設の管理に係る指定管理者制度運用委員会の審議を経て、候補者の選定を行いました。

名護中央公園、浦添大公園及びバナナ公園の3つの公園は緑化産業計画共同企業体、沖縄県総合運動公園は株式会社トラステック、海軍壕公園は財団法人沖縄観光コンベンションビューロー、平和祈念公園は財団法人沖縄県平和祈念財団となっております。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○當山真市委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、各議案に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、議案番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 従来の指定管理者がそのまま引き継いでいるのはどこですか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 前回と同様の指定管理者は5公園で、乙第21号議案、乙第23号議案、乙第24号議案、乙第25号議案及び乙第26号議案でございます。

○嘉陽宗儀委員 かわったのは乙第22号議案だけですか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 そうでございます。

○嘉陽宗儀委員 乙第22号議案については従来やっていたのはどこですか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 乙第22号議案はこれまでは財団法人沖縄県公園・スポーツ振興協会でございます。

○嘉陽宗儀委員 財団法人沖縄県公園・スポーツ振興協会は今回は入札しなかったんですか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 応募はございましたが、沖縄県土木建築部公の施設に係る指定管理者制度運用委員会の選定で第1位にはならなかったということでございます。

○嘉陽宗儀委員 従来の実績を見て勘案するという事はなかったんですね。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 評価の項目には過去の実績、経験等も当然評価の対象にしております。あとは効率性とか我々の限度額に対する提案額とか、そういう項目について総合的に沖縄県土木建築部公の施設に係る指定管理者制度運用委員会の委員で議論して決めたものと考えております。

○嘉陽宗儀委員 私は監査委員もしていて、ここを監査しに行ったら、指定管理の仕方についていろいろ物言いがありましたが、従来やってきた人たちがどんなにきちっとやっているかどうかというのをやっぱり評価しながら、金額的な評価の問題についてもまだ未知数だと、新しいところは。現場が一生懸命やったのにこんな仕打ちはないでしょうという声がありましたので、別にそこにかえなさいという意味じゃないけど、ちゃんとやったかなと思って今聞いています。

○當山真市委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣良俊委員。

○新垣良俊委員 指定管理者の中に例えば1社とか2社とかありますよね。これはどういうことですか。面積でやっているのかどうか。

○漢那政弘土木建築部長 応募がジョイントで応募する場合と、単独の企業で応募することがあるわけです。

○新垣良俊委員 これは複数でやったほうが点数の評価的には高いんじゃないですか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 2社もしくは4社の共同企業体もこれまでございましたが、あくまで評価は企業体単体としての力量の評価でございますので、そういうものは一つの有利ということの一方で、フットワークとか効率性とかいろいろな項目の中で評価されておりますので、これは沖縄県土木建築部公の施設に係る指定管理者制度運用委員会の中で当然そういうものもフィルターをかけて選定をしていると考えております。

○新垣良俊委員 例えば名護中央公園で、これは何ヘクタールかわからないんですが、例えば20ヘクタールだった場合これは10ヘクタールずつ分けた場合はその管理費は安くなるんじゃないですか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 例えば公園区域でも我々は管理制度とこのを設けていまして、いわゆるレベルA、レベルBですね。極端に言うと公園につきましては緑地保全というのもありますので、それは供用はされても管理を要しないと、面積の大きさだけにとらわれない、小さくても施設が多いという場合は相当の金がかかりますので、一概に面積には比例しないと考えております。

○當山真市委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當山真市委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第21号議案から乙第26号議案までの議案6件に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第27号議案から乙第32号議案までの指定管理者の指定について6件について審査を行います。

なお、ただいまの議案6件については、内容が関連することから、説明及び質疑は一括して行いますので、御協力のほどお願いいたします。

ただいまの議案6件について、土木建築部長の説明を求めます。
漢那政弘土木建築部長。

○漢那政弘土木建築部長 次に、43ページから48ページまでの乙第27号議案から乙第32号議案までについて、一括して御説明申し上げます。

本議案は、県下6募集地区における県営住宅等の指定管理者の指定をするために、議会の議決を求めるものであります。

県営住宅等の指定管理者については、沖縄県土木建築部公の施設に係る指定管理者制度運用委員会の審議を経て、候補者の選定を行いました。

北部地区、中部A地区、中部B地区及び南部地区においては、沖縄県住宅供給公社、宮古地区及び八重山地区においては、住宅情報センター株式会社となっております。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○當山眞市委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、各議案に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、議案番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

嶺井光委員。

○嶺井光委員 県営住宅の那覇市にあるところは沖縄本島南部地区に入っているんですか。

○喜屋武博行住宅課長 沖縄本島南部地区に入っております。

○嶺井光委員 入居申し込みの手続はどこでやるんですか。

○喜屋武博行住宅課長 手続については、各指定管理者のほうで事務手続を行います。

○嶺井光委員 常時受付をしているんですか。

○喜屋武博行住宅課長 現在、県営住宅につきましては基本的に新規建設はやっておりません。空き家募集ということで募集をやっておりまして、これは基本的に常時ではございませんで、年1回、募集時から先1年間の予約ということで募集いたします。

○嶺井光委員 相談が持ち込まれて、いつ申し込みをとっているのか、どこにいけばいいのかわからないという話があったものですから聞いています。そこら辺はしっかり周知されるようお願いしたいと思うことと、障害者の家庭だと何か優遇があるのか、そこら辺お願いします。

○喜屋武博行住宅課長 その前に申し込みの周知の方法でございますが、基本的に新聞、あるいはラジオで広報をいたしております。基本的に全世帯に閲覧できるのではないかと考えております。それから特別に配慮すべき世帯の優遇措置等はどうなっているかという御質疑につきましては、例えば母子世帯や父子世帯、あるいは障害者の方、経済的な弱者と申しまししょうか、そういう方々につきましては、入居できる確率の倍率ですが、抽選を行いますとその当選確率とでもいいましょしょうか、一般世帯に比べまして2倍になるように優遇を実施しております。

○嶺井光委員 ではあくまでも抽選なんですね。

○喜屋武博行住宅課長 募集いたしますと県内の県営住宅の応募倍率が平均で11倍ございます。1倍以下というのは非常に少のうございまして、基本的に抽選になります。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當山眞市委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第27号議案から乙第32号議案までの6件に対する質疑を終結いたします。

次に、土木建築部関係の陳情第68号外11件の審査を行います。

ただいまの陳情12件について、土木建築部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

漢那政弘土木建築部長。

○漢那政弘土木建築部長 陳情案件につきまして、お手元に配付してあります陳情に関する説明資料により、順次御説明申し上げます。

継続の陳情につきましては、処理概要に追加修正がありましたので、変更のあったところを御説明申し上げます。

2 ページの陳情第96号の3 道路特定財源の一般財源化に伴う暫定税率の廃止について追加した部分に下線を引いてあります。

追加した部分を読み上げます。

平成20年12月8日に道路特定財源の一般財源化等に関する政府・与党方針が公表され、暫定税率を含む税率のあり方について今後の税制抜本改革時に検討することとし、現行の税率水準を原則維持するとのことであります。

次に、新規に付託された陳情4件について御説明申し上げます。

まず、9 ページの陳情第160号那覇伊平屋航空路線開設に関する陳情について御説明申し上げます。

伊平屋空港の整備につきましては、伊平屋・伊是名地域における住民生活の安定と地域振興の観点から、その必要性を十分認識しており、整備に向けた取り組みとして、平成11年度から基礎的調査を実施しております。

また、平成17年11月には沖縄県・伊平屋村・伊是名村で構成する伊平屋空港協議会を設置し、空港建設に向けた課題の解決に協働で取り組んできたところであります。

今後、さらに具体的な検討を進めるに当たっては、航空路線の開設の見通しが重要な要素であると考えており、琉球エア・コミュニティー株式会社と定期就航に向けた調整を進めているところであります。県としては、安定した航空路線の開設が図られるよう取り組んでいきたいと考えております。

次に、10ページの陳情第183号泡瀬裁判の控訴断念を議決するよう求める陳情について、御説明申し上げます。

泡瀬干潟埋立公金支出差止等請求事件に関する住民訴訟について、「現時点においては、沖縄市の土地利用計画が定まっておらず、経済的合理性を欠き、判決確定後一切の公金の支出をしてはならない」との判決になっておりますが、県は、第一審判決を不服として、去る12月2日に控訴したところであります。

控訴に当たっては、執行機関である沖縄県知事が控訴を提起することは、地

方自治法第96条第1項に規定する議会の議決を要する事件に該当しないと判断し、議会に上程しておりません。

次に、11ページの陳情第185号泡瀬干潟埋立事業公金支出差止訴訟判決に対する控訴を断念し泡瀬干潟の保全を求める陳情について、御説明申し上げます。

泡瀬干潟埋立公金支出差止等請求事件に関する住民訴訟について、「現時点においては、沖縄市の土地利用計画が定まっておらず、経済的合理性を欠き、判決確定後一切の公金の支出をしてはならない」との判決になっておりますが、県は、第一審判決を不服として、去る12月2日に控訴したところであります。

控訴に当たっては、執行機関である沖縄県知事が控訴を提起することは、地方自治法第96条第1項に規定する議会の議決を要する事件に該当しないと判断し、議会に上程しておりません。

また、本事業は、沖縄市からの強い要請に基づき実施しており、市長も第I区域については推進することを表明していることから、地元の要請にこたえるためにも見直し後の早期土地利用が図られるよう、国や市と連携を図りながら事業を推進していきたいと考えております。

次に、12ページの陳情第202号の2建設業界の窮状に関する陳情について、御説明申し上げます。

1-(1)については、沖縄県の建設業の厳しい経営環境を考慮し、受注機会の拡大を通して建設業の活性化及び雇用の拡大・改善を図る観点から、国等が発注する公共工事の地元優先発注及び分離・分割発注並びに県産資材等の利用拡大を促進するため、去る9月18日に知事が沖縄総合事務局、沖縄防衛局に要請を行いました。

また、9月11日には安里副知事及び関係部長が内閣府を初め国土交通省、農林水産省、防衛省へ要請を行っております。

これにより、沖縄総合事務局及び沖縄防衛局では、分離・分割発注や競争参加要件の緩和等、県内企業優先発注に配慮した措置がとられたところであります。

県としては、今後とも必要に応じ要請行動を行ってまいりたいと考えております。

1-(2)の県の公共工事で使用する建設資材については、市況における実勢価格を把握するため、専門の調査機関へ委託して年2回調査するとともに、鉄筋や鋼材等については、毎月発行されている物価資料等を参考に単価を決定しており、価格の変動も反映されております。

1-(3)については、県においては鋼材類及び燃料油等の資材が高騰していることから、適正な請負工事代金額に変更できるよう、国の運用基準に準じて建

設工事請負契約第25条第5項の単品スライド条項の適用を行っております。

価格の上昇により請負代金額への影響が生じるおそれがあるほかの主要資材についても、適用の拡大を図っております。

2の改正建築基準法に関連して、①人材の確保など審査体制の確立について、県では、建築確認円滑化対策として、国や建築関係団体と連携し、事前審査の延長、図書省略大臣認定の普及、県外構造技術者紹介事業、構造技術者の育成や構造計算を行う沖縄県建築設計サポートセンターの設立などさまざまな対策を講じてきたところです。

また、審査体制の強化策として、構造計算適合性判定機関における判定員の常勤化、審査範囲の拡大、構造計算適合性判定機関の追加指定などを実施しており、引き続き体制強化に努めてまいります。

②地方・地域の実情を踏まえた改善策を国へ働きかけることについて、去る5月に、県は、国土交通大臣に対し、建築確認円滑化対策を要請しました。その結果、国は、建築確認手続きにおける軽微な変更の拡大、図書省略大臣認定の改良、沖縄県建築設計サポートセンターの創設などの対策を行っております。県としましては、今後とも、必要に応じて、国へ改善策を働きかけてまいります。

以上で、陳情案件についての説明を終わります。

○當山眞市委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありますか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 泡瀬干潟の公金支出の問題について、ちょっとよくわからないもんだから、これに関して質疑しようと思っています。処理概要で、執行機関である沖縄県知事が控訴することはできないと、議決事項に該当しないと言っていますが、その意味がわからないので説明してもらえますか。

○新垣盛勇港湾課長 本訴訟は地方自治法第242条の2第1項の規定に基づき提起されている住民訴訟であり、当該訴訟の被告は執行機関としての沖縄県知

事ということでございます。

○嘉陽宗儀委員 その意味がわからないから説明しなさいと言っているんだよ。

○新垣盛勇港湾課長 執行機関とは何かということで、逐条地方自治法によりますと、執行機関とはその担任する行政事務の管理及び執行に関し決定権を持ち、行政を有効に遂行しうる機関を指すものであるとなっております。

○嘉陽宗儀委員 まだ意味がわからないけど、わかりやすく言えば法人格たる地方公共団体でしょう。

○新垣盛勇港湾課長 いや、法人は普通地方公共団体でございます。

○嘉陽宗儀委員 地方公共団体という意味でしょう。

○新垣盛勇港湾課長 いいえ、執行機関は法人格ではございません。

○嘉陽宗儀委員 執行機関である沖縄県知事と言うけれども、では質疑を変えて、執行機関である沖縄県知事というのはどういう権限を持っているんですか。

○新垣盛勇港湾課長 先ほども申し上げましたように、逐条地方自治法によりますと、執行機関とはその担任する行政事務の管理及び執行に関し決定権を持ち、行政を有効に遂行しうる機関を指すものであるとなっております。

○嘉陽宗儀委員 皆さん方の説明は非常に複雑でわかりにくいんだけど、ちょっとだけ角度を変えてみると、今度の裁判で公金差しとめ請求になっているけれども、この差しとめられる金額は幾らですか。

○新垣盛勇港湾課長 これは平成19年度までに執行した額でございますが、県のほうが約21億円となっております。また国のほうは約180億円と聞いております。

○嘉陽宗儀委員 では質疑のやり方を変えて、今年度から来年度までこの埋立工事に使うであろう金額というのは大体幾らかわかりますか。

○新垣盛勇港湾課長 今年度の執行予定額でございますが、国が約40億円でございまして、県は約5億3000万円となっております。

○嘉陽宗儀委員 ここだけに限ってやると、裁判の行方はわからないけれども、今年度に限っても県が敗訴した場合には約5億円の損害賠償が出てきますね。これは敗訴した場合だれが払うんですか。

○新垣盛勇港湾課長 敗訴することは考えておりません。しっかりと説明をして司法の理解を求めていきたいと思っております。敗訴した場合におきましても、確定後の公金が差しとめられるわけございまして、確定前のものは公金支出可能と考えております。

○嘉陽宗儀委員 明確になっているのは、この前の裁判で第一審判決が出た以降公金を支出するなということ、裁判で決められてもなお公金を支出し続けたものについては損害賠償請求の対象ですから、そういう意味では確定後使ったものじゃない、確定後はもちろん使えないんだから。問題は確定する間使った金は、例えば今年度分だけでも約5億円出るけれどもこの5億円は、もし万が一負けたらだれが払うの。知事仲井眞弘多が出すのか。

○新垣盛勇港湾課長 今回控訴いたしましたので、第一審の判決は確定しておりません。したがって引き続き公金支出することは支障はないと考えております。

○嘉陽宗儀委員 では質疑を変えるけど、判決確定後は工事ができないんだから、それ以後の支出損害賠償請求は当たらないけど、問題は今損害賠償が対象になるのは第一審判決が出た後、確定の間に金を使うなと裁判所が命令したにもかかわらず、不当に支出したということに法律上はなって、それで損害賠償請求の対象になりますよと。これはもう法律上明確だから、これはだれが見るかなんだよ。県民の税金を使うのか、県知事である仲井眞弘多さんが持つのかということは今僕は聞いているの。

○新垣盛勇港湾課長 それはやはり裁判の確定後の公金の支出でございまして、確定前は公金の支出は差し支えないと考えております。

○嘉陽宗儀委員 第一審で負けたのはあくまで地方公共団体の長、仲井眞弘多が敗訴していますよね。で皆さん方の言い分では、地方自治法で議会に諮らなければならないのは執行機関に属する場合にはこれを裁判にかける必要はないという判断ですよ。つまりは知事と地方公共団体で使い分けている。この地方公共団体の執行機関の組織の責任者はだれですか。

○新垣盛勇港湾課長 地方自治法第138条の2執行機関の義務の解釈及び運用におきまして、地方公共団体の執行機関とは、例えば普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会などのようにそれぞれ独自の執行権限を持ち、その担任する事務の管理及び執行に当たってみずから決定し、表示しうる機関を指すものであるとなっております。

○嘉陽宗儀委員 港湾課長は都合の悪いのは読まないからね。では第138条の3を読んでみて。

○新垣盛勇港湾課長 第138条の3でございますが、「普通地方公共団体の執行機関の組織は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によって、系統的にこれを構成しなければならない。」と。

○嘉陽宗儀委員 今読んでもらったように、普通地方公共団体は長の知事の所轄のもとに、教育委員会だとかいろいろあるけれども、最高責任者はあくまで地方公共団体の長である知事ですよ。皆さん方は使い分けようとするから僕は意味わからないと言ったのはその話。ついでに第147条長の統括代表権というのを読んでみて。

○新垣盛勇港湾課長 第147条でございますが、「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。」と。

○嘉陽宗儀委員 この権限のところを見ると、普通地方公共団体という場合には、最高責任者は、絶対的権力を持っている統括責任というのは知事にしかないんですよ。その下のほうにいろいろな行政庁があっただけでね。しかし最高責任者、権限、統括責任者はあくまで知事、だから地方公共団体の裁判で住民訴訟で訴えた地方公共団体の長と、ここでいう長は全く同一人格。それを皆さん方は使い分けているけど、全く意味がわからん。であれば皆さん方は先ほ

どからいろいろ議案を出したけれども、議案の中のほうに、沖縄県知事仲井眞弘多と提案者を出しているでしょ。あれは何の意味ですか。地方公共団体の議決、議会に諮らないといけないのは第96条でしょう。第96条に基づいて第1項から第15項までであるけれども、その地方公共団体を代表していろいろな議決をしたりやるのは、皆さん方は全部これまで沖縄県知事仲井眞弘多でやってきているわけ。これは全部間違いだったんですか。

○新垣盛勇港湾課長 先ほどの地方自治法第96条第1項第5号でございますが、それについては「その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。」ということになっています。それで第12号でございますが、それにつきましては普通地方公共団体はその当事者であるという文言が入っております。そういうことで普通地方公共団体であって、今回の当事者は執行機関となっておりますので違うということでございます。

○嘉陽宗儀委員 この執行機関というのがありますよね。さっき読んでみなさいと言ったのは、あくまで普通地方公共団体、執行機関の組織のトップは地方公共団体の長、明確でしょう。さっき読んだのに。そうでしょう。だからね、地方公共団体の長というのは、執行機関であろうが何であろうがトップは知事です。それを別の人があるかのように処理する。今後も議会で大問題になりますよ。

○中村浩土木企画統括監 地方公共団体、沖縄県の代表者としての知事、法人は口がきけないですから、知事が代表して物を言うわけですから、一方行政機関としての知事、いわゆる執行機関としての知事は地方自治法上明確に区分されているわけです。で地方公共団体としての訴えの提起は議会の議決が必要です。今回の泡瀬訴訟になっている住民訴訟の原告側の主張は第242条の2第1項第1号の、「当該執行機関又は職員に対する当該行為の全部又は一部の差止めの請求」と。いわゆる執行機関である知事に対して、公金支出するなという訴えなわけです。例えて言えば、地方公共団体が主体となって訴訟するものの例としては、本会議でもありましたが、ここは沖縄県の土地ですよ、いや私の土地ですよと私人と沖縄県が訴訟する場合とか、あるいは公営住宅の家賃の話とか、損害賠償請求とか、いわゆる民事的な争いになるものについて訴訟を行っているわけですが、一方第242条の2の訴訟は、民事的というのは双方対等に争うわけですが、第242条の2の場合には行政事件として争われる場合、許可がおかしいよとか、認可がおかしいよとか、公金を支出するなとか、そう

いう行政事件として争われる場合にはこの第242条の2。民事事件で争われる場合には地方公共団体が対象になると。ただ地方公共団体の代表は知事ですから、沖縄県代表者は沖縄県知事がいますけども、あくまで対象は沖縄県ですよと。一方第242条の2のほうは、執行機関としての沖縄県知事あるいは総務部長がある場合もありますよと、選挙管理委員会の委員長がある場合もありますよという趣旨で、訴訟形態としても民事と行政事件という形で分かれていまして、明確に地方自治法は区分して規定しているわけでありまして。

○嘉陽宗儀委員 見解の違いがあるから、後は裁判で当事者間でやればいい話だけど、今まで少なくとも地方自治法第96条の第1号から第15号にわたって、地方公共団体の長が決裁して議会に提起している。その場合に地方公共団体の長として、第12号は裁判の訴えの提起、訴えるときの控訴、この権限はすべて地方公共団体の長である、執行機関の長である知事の名義で全部これまでやってきたんじゃないですか。

○中村浩土木企画統括監 沖縄県の代表者としての知事、沖縄県が当事者であります、口をきくのは仲井眞県知事ですよという趣旨であると思います。

○嘉陽宗儀委員 こういう趣旨は通らんさ。法解釈上も非常におかしいけど、ただここで議論だけしてもしょうがないけど、私はこれまで県が訴訟したものを全部調べてきましたよ、やっぱり明確に今までもすべて沖縄県知事が執行機関の責任者として対応している。今回初めて例外で、その例外がいつまで通るか。これは矛盾ですから。今後引き続き問題にしていくということだけ表明して僕の質疑は終わります。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。
平良昭一委員。

○平良昭一委員 陳情第160号、伊平屋空港協議会、伊平屋村・伊是名村・沖縄県でつくっているものだと思いますが、この伊是名村の顔が全く見えてこないんですよ。その辺はどういう取り扱い、協議の内容になっていますか。

○与那覇義博空港課長 この伊平屋空港協議会は平成17年に設置されておまして、その構成メンバーとしましては沖縄県企画部企画調整統括監、沖縄県土木建築部土木整備統括監、そして沖縄県土木建築部北部土木事務所長、伊是名

村長、伊平屋村長という構成メンバーで立ち上げておりまして、伊平屋村野甫島における空港整備により、伊平屋地域における民生の安定向上と産業等の振興に資することを目的としてという協議会を設置しております。

○平良昭一委員 その協議会の中身、どういう協議をなされてきたのか。当初の話では2つの中で1つ空港をつくるんだと。その中で架橋で結ぶのが条件だという話を聞いたことがあるんですよね。その辺の協議がこの協議会の中でなされてきたのか。全くそれはないものなのか。

○与那覇義博空港課長 協議内容ということで、協議会では伊平屋空港の整備計画に関すること、そして伊平屋空港と那覇空港を結ぶ定期航空路線就航に関すること、そして内花港野甫港間の定期航空路開設の検討に関すること、内花港は伊是名村ですね。野甫港は伊平屋村と。そして伊平屋空港の円滑な整備の推進に関すること、そしてその他ということで協議内容等は進めてきているところでございます。

○平良昭一委員 これは現在も進行しているということですか。この協議会はまだ。

○与那覇義博空港課長 平成20年8月にも開催しております。

○平良昭一委員 どうも伊是名村の対応がはっきりしないんですよね。もう伊平屋村任せになっているということを私はよく聞くんですよ。その中で伊是名村がとるべき状態、態度は全くこの協議会の中では反映されてこないものなのか。伊平屋島一本に絞って、両村が発展のためのものだという位置づけでやってきたものが、全くそれがなくなってしまうような状況になるだろうなと思っていますけど、空港をつくることによって両村の関係が逆にぎくしゃくしている状況がある。その辺をどうお考えですか。

○与那覇義博空港課長 この伊平屋空港建設につきましては処理概要にも書いてあるとおり、基礎調査等を進めてきているところでございます。そして平成17年には先ほどの協議会を立ち上げて、平成18年度、平成19年度においてP I調査、伊平屋空港建設に関して情報を公開して意見を募ろうということでP I調査を進めてきております。その中でステップ1ということで平成18年度ですが、空港整備の必要性や航空需要予測等について情報提供を行ってアンケート

調査を進めてきているところでありまして、その中でも両村からそれぞれ回答を得ておりまして、必要性等は認識しているということで両村ともその辺の認識は一致していると考えております。

○平良昭一委員 伊是名村には空港がありますよね。確か定期便が一時飛んでいたことがありましたけど、それとの関係は影響してきますか。

○与那覇義博空港課長 今お話のとおり伊是名村には場外離着陸場という滑走路長610メートルの、村単独でつくった場外離着陸場がございます。これは延長が短いということで3人から9人程度の飛行機しか就航できないという中で、もう一つは、米軍の訓練空域に入っている中で定期航空路が開設できないということ等から、伊是名空港は利活用できないと考えております。

○平良昭一委員 今回伊平屋村長名で陳情が来ているわけですが、伊是名村から過去にそういう陳情等が来たことがありますか。空港関係で。

○与那覇義博空港課長 私の知る限りでは、伊平屋村から1回、今回を含めて2回ですが、伊是名村からというのは今の段階では確認できておりません。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。
吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 陳情第133号ですね。共益費の徴収についてですが、これも処理概要を読むとなるほどなと思うんだけど、要するに家賃も払わない人は共益費払えないよね、逆に言うと。これを入居するときに共益費もこれだけありますよと普通我々の社会一般的な常識なんですよね。普通、アパートに入るときにこれだけ共益費があるからこれも払ってくださいよということで、これも家主に払うんですよ。だから家賃を滞納する人が共益費を払えないのはよくわかるけれども、入居の条件として当然共益費というのはあるわけですよね。廊下の電気料とかエレベーターがあったらエレベーターの料金とか。僕らも町営団地を持って経験ありますが、これは基本的には役場がこれだけ共益費がかかりますよと事前に言って、徴収する場合にプラスアルファとして。事業じゃないかもしれないけれども、ある程度サービスとしてこういうことをやらないと、自治会といってもこれは任意団体なんだから、なかなか難しいんじゃないかというのはよくわかります。この陳情文書から。だから家賃も払えない人は共益

費も払えない。そしてこれがどこか行っちゃうと難しいと。皆さんもそうでしょう。皆さんは裁判を起こすことができるけども自治会は裁判を起こせないよね。同じ自治体として県はちょっと冷たい感じがするよね。何かいい方法はないですか。

○喜屋武博行住宅課長 委員がおっしゃるような事柄も確かにございます。それは私どもも承知をしておりますが、やはり原則的にそれは住宅の中、それから住宅の外もそうでございますが、電気や水道代はそこで生活をしてその費用として電気、水道、ガス代ですが、使った分は入居者が各事業者にみずから支払っていただくという考え方でございます。ただいまの共益費の件につきましては、入居者の方々が利用していることにかわりはございませんが、ただ個人で幾ら使ったかという特定ができません。共同の部分でございますから。したがって団体でまとまってお支払いいただくということで、基本的に自治会を結成していただいて、そののほうでまとめてその分は皆さん納めてくださいねという方法をとっているわけでございます。

○吉田勝廣委員 非常に難しいと思うのよね。自治会は命令ではないわけだから。任意団体だから。自治会がないところは電気やエレベーターがとまっちゃうことになるの。払わないんだから。その管理運営でやっぱり困ると思うのよね。だから入居する人にそれは条件づけするか、100パーセント条件づけできなければ何らかの形で、こういうことがあってこれは払わないとだめですよというくらいの入居の条件にある程度やらなければ、ちょっと片手落ちな感じがするね。今住宅課長が言うようにわからないでもないけども、家賃が払えない人は共益費は払えないから。そして皆さんは裁判で家賃を取るわけだから。自治会が共益費を払わない人に裁判をかけたか、追っかけていって取るということはなかなか難しい。自治会は任意団体となると余計大変だと。やっぱり自分が団地を経営する以上は、ある程度その辺のルールは決めておいて、そのルールに基づいて何らかの形で共益費はこうですよということで取る方向性をやらなければ、逆に自治会をやってそこへ入る人がばかを見る。そしたら野方図になっちゃうでしょう。我々も苦労しましたよ。町営団地を運営するときそれなりの苦労しますよ。掃除もしない人もいるわけだから。草刈りに来ない。外灯も電気はどうなのかとかエレベーターはどうするかとか。俺は関係ない、家賃だけ払えばいいんだとか言う人が中にはいるんだ。だから苦しいわけですよそこに住む人たちは。そこは何らかの形でどうするかをちょっと知恵を出してやるべきじゃないかなと私は思いますけどね。いかがですか。

○喜屋武博行住宅課長 確かに入居の際に、入居者に対してはこういう共益的な費用の負担の話があるので、基本的に自治会のほうに加入してくださいというお願いをしております。また入居時にこういう自治会でありますとか、共益費がどの程度かかるかという話も入居時に説明して入っていただいておりますが、ただどうしても一部、例えば県営住宅の家賃の滞納のように、委員がおっしゃるように共益費についても払わない方がやっぱりおられるということでございますが、基本的には先ほど申し上げたような施設の運営という考え方に基づいてやっておりますので、急に変わるということは非常に難しいと思っておりますが、実は何カ所か団地からそのような相談を受けております。委員がおっしゃるようになります。当面すぐに変えるのは非常に難しいかもしれないけども、委員がおっしゃるような、県だったら裁判もできるけれどもというお話もございました。それで簡易の裁判といいましょうか、支払督促という方法がございます。費用も安くて、そういう徴収できない方法については、仮に県がやるにしても裁判にかけるしかない。皆さん自治会としてそういう簡易の方法もあるのでそういうのも考えてみてくださいと、今そういう相談をしている状況でございます。

○吉田勝廣委員 要するに貸し主の責任ね。借り主の責任もありますよね。貸し主はどういう状況、条件で団地を貸すんだ。だからそれは快適な住宅整備をしてそこに快適な住まいができるように、もちろん人間関係も含めてね。だから自治会組織が存在するわけだから。そういう意味で貸し主としての県、そういうことを考えればある程度踏み込んでもいいんじゃないのかなという感じはします、僕は。もう一つは、自治会という組織は非常に難しいんです。そこを管理したりあれだけの人間を管理するわけだからね。ところがその人にその共益費も取りなさい、ああしなさいと。いないといたらどうするか。コンコンとしたら、あなた関係ないじゃないかと言われてたり大変なことですよ。けんかも始まるんですよ。人間関係を悪くするわけ。実際そこに住んでいて、快適な住まいにするためにはそういう関係もないように、それは貸し主の責任としてある程度負担を負うべきじゃないのかなと。民間は家主が取るわけですね。アパートでは共益費もちゃんと計算されてプラスアルファとして取るわけですよ。そのところをもう一度考えていただいて、知恵を出し合って何らかの対策をとるべきではないのかなと私は思います。最後に土木建築部長の見解をどうぞ。

○漢那政弘土木建築部長 私どもこれまで県営住宅の管理につきまして、家賃の徴収率も右肩下がりにきていまして、今やっと指定管理で少し上向きにきているところがございます。そういうところで家賃の徴収に対して大変苦慮しております。徴収率も85パーセントくらいで、胸が痛い思いをしています。共益費につきましては、私は以前から一つの持論がございまして、家賃はこれ以下とか決められておまして、そこで私どもがもうかるようなことはやっちゃいけないとなつていますが、共益費も決めれば何とか取れるだろうということがございますが、ただ私の経験からしますと共益費まで県が取ると、コミュニティが本当に崩壊するだろうと心配しているんです。今の入居の際に自主的に自治会を決定し、自治会長は大変御苦勞なさっています。自治会長を決められて、何年かに1回かわるわけですが、みずから決められて、共益費も決められて、それはエレベーターだったり水だったり、あるいは合併処理場の電気代だったり外灯代だったりするわけですね。その中に少し上乘せをして、夏祭りや敬老会、あるいは子供会、入学式等々そういうものも含めて徴収をされているようございまして、大体うまくいっているところは徴収率も高いし大変清潔な団地なんですね。ところがそうじゃないところは大体荒れているんですね。そういう意味では仮にみずからの努力がいらなくなると、家主の県が共益費もみんな決めて徴収するということになる、コミュニティが育つのかなということが一つございまして。そういうことがございまして、そこはこれからの時代そういうコミュニティが成立しなくなるような風潮がございまして、私は逆に今でも自治会長は御苦勞をされていますが、やはりみんなと一緒にやってやらなきゃいけないと思いますが、ただ面倒くさいといつては失礼ですが、苦勞しているから県にお願いしたいということより、やはりみずから頑張つてほしいと。それから住宅課長からもありましたが、何団地かこういう要請が来ているのも事実です。しかし100何十団地のうち、みな営々として頑張つてコミュニティのため苦勞されていると思いますが、もちろん私どももそれは支援していかないといけないと思いますが、そういう意味では、今後検討しなければならぬ大きな課題だと思っております。

○吉田勝廣委員 共益費だけではないですよ。自治会費というのはすごいあるんですよ。寄附から運動会とかたくさんあるの。だからコミュニティは共益費を取らなくても成立します。僕も団地に5年いましたからわかりますよ。団地は広いからいろいろあると思います。この陳情を出した方々を呼んで、苦勞話を聞いてもう一度皆さんが対処するという形でお願いしたいと思いますが、委員長の取り計らいをよろしく申し上げます。

○**當山眞市委員長** ほかに質疑はありませんか。
照屋大河委員。

○**照屋大河委員** 陳情第138号古島団地自治会からの陳情ですが、処理概要にあります1、2ですね。推進協議会の設置に向けて那覇市及び事業者への働きかけを行っている。その点継続的にやっているのか、これはまだできていないと聞いていますので、継続的にその働きかけが行われているのか。それから2番の必要な修繕や補修、これは県としては事業者と入居者の共通理解が必要だということではあるんですが、県としてこの古島団地の現状を確認された事実はあるのか、その2点を聞かせてください。

○**喜屋武博行住宅課長** まず1点目の御質疑でございますが、現在の推進協議会の設立に向けての状況でございます。これにつきましては県、市、事業者そして入居者の4者からなる推進協議会を設置することができないかということで、県のほうが現在働きかけているところでございまして、市のほうからは内諾をいただいております。そういう方向でやりたいと。それから事業者でございますが、実は団地の自治会が代表として協議することについて、事業者の見解ですが、協議の当事者として正当な権利を持つ人なのかどうかきちんと確かめたいと。ちなみに自治会から株式会社パークレー・リアルティ沖縄リミテッドにも過去質問状があったようでございます。そういうこともありまして相手方の立場といいますか、確認したいということで照会をかけているところだそうです。ただその返事がまだないということで、それを確認した上で県にも事業者はこの件については返事をしたいんだという考えで、現在そこでストップしている状態でございます。それから団地の傷み具合等現場を見たことがあるかという状況でございますが、当然状況は視察をしております。

○**照屋大河委員** 現場はどう感じていますか。

○**喜屋武博行住宅課長** 見た目でございますが、大変老朽化が進んでいるなという印象を強く持っております。

○**照屋大河委員** 継続案件ですので時間がたっていますよね。今そういう団地の現状もあるということですよ。先ほど株式会社パークレー・リアルティ沖縄リミテッドから正当な権利があるかどうかという疑問があつて設置が長引いて

いるという件については、県のほうは株式会社バークレー・リアルティ沖縄リミテッドからその話を聞いて、自治会というか、そう指摘されている皆さんへそういう報告はしたのですか。

○喜屋武博行住宅課長 そのような報告はまだしておりません。

○照屋大河委員 先ほどの現状もありますし、推進協議会の設置は急がれている状況だと私も現場を見て感じておりますので、ぜひ報告をしながらやっていただきたい。県がこのように働きかけを行うことの原因として、やはり財団法人郵便貯金住宅等事業協会時代に専務がいたとか寄附金があったとか、当時協定を交わした財団法人郵便貯金住宅等事業協会がなくなってしまった今、この自治会の皆さんは大変困惑していると思うんですよね。そういう意味で県はしっかり推進協議会の設置あるいは問題解決に力を尽くしていただきたいという思いですが。

○喜屋武博行住宅課長 県のかかわる理由に、委員がただいま上げられた一つに、寄附金もあったことだしということをおっしゃいましたが、念のため誤解がないように御説明させていただきたいと思います。確かに旧財団法人郵便貯金住宅等事業協会の解散のときに残余財産として県のほうに約5億円寄附されております。旧財団法人郵便貯金住宅等事業協会の設立がもともと全市町村の出捐金によって賄われるものですから、この公共的な団体を解散するときに、その財産をどう処理しようかという話が当時やはりあったようでございます。関係者は53市町村ですから大変多ございます。したがって県民に広く利益を還元されるためということで、県のほうに条件をつけて寄附されたとは聞いておりません。誤解があるといけませんのでそのような問題として御理解いただければと思います。

○照屋大河委員 一方の株式会社バークレー・リアルティ沖縄リミテッドのほうなんですが、県とのかかわりとして株式会社バークレー・リアルティ沖縄リミテッドあるいはバークレーグループというのがあるらしいんですが、財団法人沖縄県産業振興公社が主要な株主ということもありますか。

○喜屋武博行住宅課長 これについては私どもは現在把握しておりません。

○照屋大河委員 先ほども言いましたが、当時の協定を交わした財団法人郵便

貯金住宅等事業協会、県内の市町村、自治体の代表などがなす財団法人郵便貯金住宅等事業協会が既に解散してしまっていて、その協定書の効力とかが非常に先ほどの団地の状態とかで自治会の皆さんは不安を抱えていますので、急いで先ほどの株式会社パークレー・リアルティ沖縄リミテッドの意向も自治体に伝えていただき、あるいは今一度、推進協議会設立に向けて力を尽くしていただきたいということでこの件は終わりたいと思います。

それから続いて陳情第183号泡瀬の裁判の件ですが、判決のほうは今お持ちですか。陳情第183号にあります陳情者の、事業には次のような問題点があると、1、2、3、4、5と指摘されていますが、これは裁判、判決の中で指摘されていたものですか。

○新垣盛勇港湾課長 1、2、3でございますが、判決で直接指摘されていることではないと認識しております。

○照屋大河委員 4と5はどうですか。

○新垣盛勇港湾課長 4と5につきましても判決では環境保全とかそういうことは申しておりますが、直接そういう言葉は申しておりません。

○照屋大河委員 この陳情にあります、5のほうですね。東埠頭しゅんせつ土砂の捨て場として泡瀬が埋められることは合理性がないと言っていますが、この東埠頭しゅんせつ土砂については、現在、県としては一次判決ですが、否定された泡瀬地区しか考えられないのですか。

○新垣盛勇港湾課長 判決におきましては、特に今回の土地利用とかにつきましては新港地区とは直接関係はしないという判決になっております。

○照屋大河委員 この判決に、土地利用計画が定まっていなく、経済的な合理性を欠くということが大きな理由なんです。沖繩市が進めるI期だけで経済的な合理性は見出せると県は思いますか。つまりI期だけでも司法の場で経済的な合理性を見出すということは可能と、そう思っているのかということ。

○新垣盛勇港湾課長 それにつきましては、現在、沖繩市のほうで土地利用計画を進めておりますので、県と国も協力しながら土地利用計画を策定していく中で、また検討していきたいと思っております。

○**當山眞市委員長** ほかに質疑はありませんか。
高嶺善伸委員。

○**高嶺善伸委員** 陳情第160号の航空路線開設の陳情の趣旨は、空港をつくってもらいたいということよりも、航空路線を開設されるよう配慮してもらいたいと、どちらかと言うと企画部に主な願意があるわけですよ。皆さんの処理概要を見ていると、「航空路線の開設の見通しが重要な要素であると考えており、琉球エアークommunicuter株式会社と定期就航に向けた調整を進めているところでもあります。」とあるもんだから、例えば取締役款だとかそういう会社の中長期的な経営方針の中で、伊平屋島に空港ができた場合、路線を就航させるとか定期路線を開設するとかいう協議をしている経過というのが資料としてもらえますか。

○**与那覇義博空港課長** 空港建設に向けましては、民間航空会社の就航意向というのが大きなウエイトを占めるというか、それが一つの条件とまではいなくてもそういうことになろうかと思えます。空港建設を進めていく中で、琉球エアークommunicuter株式会社と就航意向等の確認、いわゆる文書化ではなくてお互いに連絡を取り合っ、て、こういう状況です、県としては立場はこうですと。就航意向をどう考えますか等の調整をしてきているということです。

○**高嶺善伸委員** その結果、琉球エアークommunicuter株式会社としては就航するという方針になっているんですか。

○**与那覇義博空港課長** その辺までの確約というものはとれておりませんが、今そういう方向で協議を進めているということでございます。

○**高嶺善伸委員** どっちが先かだけどね。ハード面を整備するためにも、完成したら離島住民が希望しているように定期路線が就航するという担保がないと、少し難しいんじゃないかなという気がしていますので、願意にこたえるためにはちゃんと会社の役員会なり責任ある協議の場で、県とタイアップして、空港がいついつにできたら就航しますとか、そういうのはちゃんと持つておくべきだね。それで就航の条件として、例えば便数や稼働率とか、需要がどうかというのがあ、るわけだから、では行政側としては伊是名島も含めて需要を喚起するような取り組みをやっていかないといけないんじゃないかなと。その辺をは

つきり後で説明がつくように、特に民間会社であるからね、就航計画については願意がかなえられるようにぜひ協議を具体的に進めてください。なぜ私がそれを言うかということ、栗国線もあれだけ稼働していたけれども、滑走路が短いのでアイランダーしか飛べないんだったら6月から撤退すると。波照間線も滑走路が短いから赤字で撤退すると。かわりに株式会社エアードルフィンという民間会社が飛んでいたけれども、そこも引き合わないから撤退するという事になっているんですよ。ということは、第3種空港でありながら県が管理していて飛行機が飛ばない空港になるんですね、波照間空港も栗国空港も。そういう意味ではやっぱり会社の機材調整及び就航計画にあった空港のハード面の計画がびしっとしていないと、後でだれの責任かと言われたときに困るんじゃないかなという気がしますので、ぜひ航空会社を巻き込んだちゃんとした離島の航空路線を守るような協議を、企画部と土木建築部と連携してやってください。これは要望しておきます。

それから陳情第185号の陳情の3番目に、泡瀬干潟埋立事業の中止を決議することということで、議会に陳情が寄せられております。これについて先ほど県が今までに投じた予算が21億円、国が180億円というのがありました。平成19年まで。もしこの陳情者の願意どおり工事が中止した場合、補助金の返還とかこれまで支出した補助金というのはどういう扱いになるのですか。

○新垣盛勇港湾課長 事業が中止された場合でございますが、これは補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律というのがございます。それに基づいて国と調整する必要があると考えております。

○高嶺善伸委員 国と調整する必要があるということは補助金返還ということになるということですか。そのときは幾らの返還という意味ですか。

○新垣盛勇港湾課長 まだそれについてははっきりはしておりませんが、そのときは国庫だけの返還ということになると考えております。

○高嶺善伸委員 それは幾らですか。

○新垣盛勇港湾課長 例えば県のほうでございますが、国庫補助事業で約19億5000万円執行してございまして、補助金として約8億円を受けております。その8億円が返還になるのかなと、なればということですが。

○高嶺善伸委員 例えば長野県のダム計画の中止とか、この前熊本県知事が判断したダムの中止とかもありましたが、既に公金や補助金が一部支出されている事業の中止という事例がありました。それはどういう補助金返還という形になったんですか。

○新垣盛勇港湾課長 それにつきましては直轄事業ということで、補助金ということにはなっていないと聞いております。

○高嶺善伸委員 そうすると国が出した180億円は返還の対象でないということになるわけですか。

○新垣盛勇港湾課長 それについてはまだ国とよく調整しておりませんが、ただ国が行ったものにつきましても裏負担の5パーセントがございまして、その辺についての話は出てくると考えております。

○高嶺善伸委員 それとこの180億円のうち裏負担の5パーセント相当というのは幾らになるんですか。

○新垣盛勇港湾課長 ちょうど9億円ということでございます。

○高嶺善伸委員 そうすると県がやった補助金の8億円と、国の直轄の裏負担分の9億円と、合わせて17億円は補助金を返還しなければならない金額ということになるんですか。

○新垣盛勇港湾課長 この辺はまだ国とはよく調整をしておりませんのではつきりしておりませんが、ただ国の負担金につきましては補助金ではございませんのでそういうことにはならないのではないかと考えております。

○高嶺善伸委員 少なくとも8億円の話なんだが、これについて我々財政が豊かであるわけじゃないし、いろいろなケースを考えて絶えず国とは協議しておく必要があると思うんですが、選択肢の一つとして、仮にこの陳情の趣旨の中止となった場合にはどうなるという、国との意向確認というのは、絶えずタイムリーにやったほうがいいと思うんですよ。例えば例の賠償金の問題についても、議会が債権放棄するとどうなるかということについては、皆さんは的確に国土交通省とも連携とって、返還に応じなければならないとはっきりしたもの

を出しているんですよ。これもいろいろな論争があるわけだから、いろいろな選択肢があるので、例えば中止の場合はこうなりますとかいうことを、はっきり国と協議しておいてもらわないと、我々もなかなか審議ができないんですよ。この辺については、こういう時期ですから、いつごろまでにこういう補助金返還問題等についても国と協議しておく。そうしないと、抗争を皆さんはやっているわけだから、その期間の間にいろいろなことを想定して、どんな計画をつくるのか、つukらないのか、そういったのも影響してくると思うんですけどね。そういうことでの国の意向を確認するのは次の議会までにはできますか。

○新垣盛勇港湾課長 今回の判決が出た後に、国とすぐ相談はいたしました。しかしながらやはりなかなかない事案だということがございまして、国もなかなか結論が出ないということで、いろいろな検討をしてみたいという回答を得ております。次の議会までにはそういう回答ができるように国とも調整していきたいと思います。

○高嶺善伸委員 最後に。処理概要を見ると皆さんは沖縄市からの強い要請に基づき実施していると。沖縄市長も第Ⅰ区域については推進するということを表示していることから、地元の要請にこたえるためにも見直し後の早期土地利用が図られるよう連携していくと書いてあるんですが、例えばの話、当初の埋立目的は、沖縄市長が見直すと言った時点で今の判決結果になっているわけですよ。それで仮に地元沖縄市から第Ⅱ区域の問題が解決しない限り、土地利用見直し計画は立てられないとなった場合、皆さんは経済的合理性を説明するためにも、第Ⅱ区域の例えば中止を含めた合意を、沖縄県と市がやらないと、第Ⅰ区域の土地利用計画すらできないということになると私は思うんですよ。だからこの陳情処理概要から見ると、沖縄市から出てくる土地利用計画に沿って県は対応すると考えてよろしいですか。

○新垣盛勇港湾課長 泡瀬干潟埋立事業でございしますが、これは地元からの強い要請に基づき実施しております。また沖縄市長も第Ⅰ区域については推進することを表明しております。また沖縄市長は今回の控訴の際でございしますが、20年余りの市民の夢を託した事業であるということで、土地利用計画を早期に策定し、経済的合理性を示していきたいと述べております。したがって県としても地元の要請にこたえるためにも事業を推進していきたいと考えております。

○高嶺善伸委員 言葉どおり受け取れば、土地利用の見直しは沖縄市側にボールはあるということですのでよろしいですね。

○新垣盛勇港湾課長 沖縄市が土地利用計画を現在進めておりますので、それについて県と国も一緒に協力していきたいということでございます。

○高嶺善伸委員 最後に要望しておきますけどね。時代の変遷及び社会経済状況の変化によって、場合によっては計画の見直しであるとか、適切な公共工事のあり方が問われてくるわけでありますので、これだけ長い期間かかっていますので、ぜひどういうふうはこの事業が取り扱われるべきかについては、なかなか沖縄市だけでは難しいと思うんですよ。だからぜひ県も協力して、どういうやり方がいいのか、地元沖縄市の立場に立って協力、指導し、バックアップしてもらおうようお願いして終わります。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當山眞市委員長 質疑なしと認めます。

以上で、土木建築部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○當山眞市委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○當山眞市委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず、乙第4号議案沖縄県建設業審議会設置条例及び乙第5号議案沖縄県道

路占用料徴収条例の一部を改正する条例の条例議案2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當山眞市委員長** 御異議なしと認めます。

よって、乙第4号議案及び乙第5号議案の条例議案2件は原案のとおり可決されました。

次に、乙第8号議案から乙第11号議案まで及び乙第20号議案から乙第32号議案までの議決議案17件を一括して採決いたします。

ただいまの議案17件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當山眞市委員長** 御異議なしと認めます。

よって、乙第8号議案から乙第11号議案まで及び乙第20号議案から乙第32号議案までの議決議案17件は可決されました。

次に、甲第2号議案平成20年度宜野湾港整備事業特別会計補正予算(第1号)」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當山眞市委員長** 御異議なしと認めます。

よって、甲第2号議案は原案のとおり可決されました。

これより陳情等の採決を行います。

陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○當山眞市委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當山眞市委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情12件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當山眞市委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當山眞市委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、池間委員から陳情第133号及び陳情第138号に係る参考人招致について議題に追加したいとの申し出あり。)

○當山眞市委員長 再開いたします。

陳情第133号住宅供給公社の共益費徴収業務及び陳情第138号古島団地の建てかえに関する陳情の審査のため、参考人招致についてを議題に追加することに

については、休憩中に御協議をお願いいたします。

意見の一致を見たときは、本件を議題に追加し、諮ることといたします。
休憩いたします。

(休憩中に、参考人招致を議題として追加することについて協議した結果、陳情第133号に係る参考人招致を議題に追加し、陳情第138号に係る参考人招致については、株式会社パークレー・リアルティ沖縄リミテッドの都合等を確認してから対応することとし、今回は議題に追加しないことで意見の一致を見た。)

○**當山真市委員長** 再開いたします。

陳情第133号に係る参考人招致については、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當山真市委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

参考人招致についてを議題といたします。

ただいま、陳情第133号住宅供給公社の共益費徴収業務に関する陳情の審査のため、本委員会に陳情者を参考人として出席を求め、説明を聞く必要があるとの御意見がありますので、参考人の出席を求めるかどうかについて、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、参考人の出席を求めることについて協議した結果、陳情第133号の陳情者を参考人として招致し、説明を求めることで意見の一致を見た。)

○**當山真市委員長** 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情第133号について、本委員会に陳情者を参考人として出席を求め説明を聴取することについては、休憩中に御協議いたしましたとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當山真市委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま決定いたしました参考人の日時等の詳細な事項につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當山真市委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理はすべて終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 當山真市